

平成26年第3回邑南町議会定例会(第5日目)会議録

1. 招集年月日 平成26年6月13日(平成26年6月3日告示)
2. 招集の場所 邑南町役場 議場
3. 開 議 平成26年6月26日(木) 午前9時30分
閉会 午後2時55分

4. 応招議員

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大和 磨美	2 番	瀧田 均	3 番	平野 一成	5 番	和田 文雄
6 番	宮田 博	7 番	漆谷 光夫	8 番	大屋 光宏	9 番	中村 昌史
10 番	日野原 利郎	11 番	清水 優文	12 番	辰田 直久	13 番	亀山 和巳
14 番	石橋 純二	15 番	三上 徹	16 番	山中 康樹		

5. 不応招議員 なし

6. 出席議員 15名

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大和 磨美	2 番	瀧田 均	3 番	平野 一成	5 番	和田 文雄
6 番	宮田 博	7 番	漆谷 光夫	8 番	大屋 光宏	9 番	中村 昌史
10 番	日野原 利郎	11 番	清水 優文	12 番	辰田 直久	13 番	亀山 和巳
14 番	石橋 純二	15 番	三上 徹	16 番	山中 康樹		

7. 欠席議員 なし

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名

8. 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	石橋 良治	副町長	桑野 修	総務課長	藤間 修
危機管理課長	服部 導士	定住促進課長	原 修	企画財政課長	日高 輝和
町民課長	種 文昭	税務課長	上田 洋文	福祉課長	飛弾 智徳
農林振興課長	植田 弘和	商工観光課長	日高 始	建設課長	土崎 由文
水道課長	朝田 誠司	保健課長	日高 誠	会計管理者	安原 賢二
羽須美支所長	加藤 幸造	瑞穂支所長	川信 学	教育委員長	河野 義則
教育長	土居 達也	学校教育課長	細貝 芳弘	生涯学習課長	能美 恭志
監査委員	實田 譲	農業委員会長	田中 正規		

9. 本会議に職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 沖 幹雄 事務局調整監 日高 泉

10. 町長提出議案の題目 別紙のとおり

11. 会議録署名議員の氏名

議席	氏 名	議席	氏 名
12 番	辰田 直久	13 番	亀山 和巳

12. 本日の会議の大要は別紙のとおりである。

平成25年第3回邑南町議会定例会議事日程(第5号)

平成26年6月26日(木) 午前9時30分開議

開議宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

日程第3 議案の討論、採決

議案第63号 専決処分の承認を求めることについて
(邑南町税条例等の一部改正)

議案第64号 専決処分の承認を求めることについて
(邑南町国民健康保険税条例の一部改正)

議案第65号 専決処分の承認を求めることについて
(邑南町後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

議案第66号 専決処分の承認を求めることについて
(平成25年度邑南町一般会計補正予算第9号)

議案第67号 専決処分の承認を求めることについて
(平成25年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第5号)

議案第68号 専決処分の承認を求めることについて
(平成25年度邑南町簡易水道事業特別会計補正予算第6号)

議案第69号 専決処分の承認を求めることについて
(平成25年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第6号)

議案第70号 専決処分の承認を求めることについて
(平成25年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第5号)

議案第71号 邑南町行財政改善審議会条例の一部改正について

議案第72号 邑南町振興計画審議会条例の一部改正について

議案第73号 邑南町防災会議条例の一部改正について

議案第74号 邑南町社会教育委員条例の一部改正について

議案第 75 号 邑南町公民館条例の一部改正について

議案第 76 号 邑南町立図書館条例の一部改正について

議案第 77 号 邑南町文化財保護条例の一部改正について

議案第 78 号 邑南町手数料徴収条例の一部改正について

議案第 79 号 邑南町水道給水条例の一部改正について

議案第 80 号 邑南町道の駅瑞穂関連施設基金条例の制定について

議案第 81 号 平成 26 年度邑南町一般会計補正予算第 1 号について

議案第 82 号 平成 26 年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第 1 号について

議案第 83 号 平成 26 年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第 1 号について

議案第 84 号 平成 26 年度邑南町簡易水道事業特別会計補正予算第 1 号について

議案第 85 号 平成 26 年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第 1 号について

議案第 86 号 平成 26 年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第 1 号について

日程第 4 議案の上程、説明、質疑、討論、採決

議案第 87 号 平成 26 年度邑南町一般会計補正予算第 2 号について

日程第 5 議員提出議案の上程、説明、質疑、討論、採決

発議第 4 号 邑南町議会委員会条例の一部改正について

日程第 6 閉会中の継続審査・調査の付託

日程第 7 議員派遣について

平成26年第3回邑南町議会定例会(第5日目)会議録

平成26年6月26日(木)

—— 午前9時30分開議 ——

~~~~~○~~~~~

### 開議宣告

- 議長(山中康樹) おはようございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程はあらかじめお手元に配布したとおりでございます。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長(山中康樹) 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。12番辰田議員、13番亀山議員お願いをいたします。

~~~~~○~~~~~

### 日程第2 一般質問

- 議長(山中康樹) 日程第2、昨日に引き続きまして一般質問を行います。通告順位第8号、大屋議員登壇をお願いいたします。
- 大屋議員(大屋光宏) 議長。
- 議長(山中康樹) 8番、大屋議員。
- 大屋議員(大屋光宏) おはようございます。大屋光宏です。と、議員をやとりまして、常々思いがありまして、あのう、世間の常識とかけ離れてはいけない、まあ、先々を、10年先、20年先を見越してやるべきことをしっかり考えなければいけないという思いを持っていますが、あの、特にまあ、こういう思いを持つっていうのは自分自身の生活が農業という狭い世界にいること。で、まあ、家族にしてもあのう、世間に、勤めに出たことがない。まあ、人と接する機会の少なさという面では、あのう、世間の常識、今しなきゃいけないこと、皆さんの思いっていうのはしっかり考えなきゃいけないという思いを持って、最近、自分のあり方っていうのは非常に悩む場面が多々あります。っていうのはまあ、ご存じのとおり、ここ1年あたり、あのう、全議案に賛成してきていません。あのう、どうも納得できないこと多々ある。で、それは自分自身のこうやっぱり常識とかけ離れているのか、世間とこう、まあ、勉強不足なのか、あのう、まあ、年齢的にも勉強する意欲は薄れていく年になつとります。で、ずうっと悩みを持つとる中で、今回の一般質問の一つ目もそういうところにあります。あのう、今回、と、町の方は、あのう、税金、固定資産税、国民健康保険税、それとあのう、後期高齢者の医療の保険料を納付時期を12月分を、今まで12月28日だったのを25日にされました。僕の思い、常識っていうのは、町の中の今の一番大きな課題は税金の滞納を減らすこと。これは過去に一般質問もしてきました。で、その対策としては、口座振替を勧めることもありますし、納税機会を拡大する。で、まあ、こういう町で、あのう、コンビニでもクレジットでもなんでも税金が納めるようにするっていうことは難しいとは思いますが、何らかの努力はしていかなきゃいけない。で、最終的にはあのう、いろんな場面で質問して返ってくる答えは、あのう、滞納の理由、どうしたら税金を納めてもらえるかっていう一番の理由はその納税意識っていうところにある。という返事をいただいていますし、私自身もそう思っています。そういう流れからくれば、当然12月分の納付日が28日が金融機関が動いている30日に遅らさ

れるっていうのは流れとして分かる部分がある。ただ、反対に25でこう、ポーンと出てきた、どうしてもそこはそのう、大きな課題に対して対応する流れとして自分自身では正しい方向に見えない。自分が予想した方向とは全く違うものが出てきたということで、今回の一般質問の一番最初はそのう、1点目はなぜ12月28日の納付時期を25日にしたのかという質問を出しております。で、これについてその理由、納税者のメリット、併せてそのう、質疑等、そのう、でもありましたが、そのう、と、28日が休みの場合、29、30は、と、町も閉庁してやってないから、口座引き落としができない、僕らの感覚で言えば、にじゅう、そのう、30日まで金融機関がやってるんだから、28日がお休みでも29なり、30日に引き落とすことができるんじゃないか、年を越すことはないんじゃないかかっていうのが、一般的な思いですが、その25日にすることによる理由と納税者のメリット、併せて閉庁日の29、30が閉庁の場合、ひきず、引き落としができない理由を併せてまず、求めます。お願いします。

●上田税務課長(上田洋文) 番外、

●議長(山中康樹) 上田税務課長。

●上田税務課長(上田洋文) 納期限の短縮についてのお尋ねでございます。ええ、そのう、納期限を短縮することによって、まあ、納税者に、納税の機会をうばっとるわけではございませんが、ええ、実際の納期限が短くなることについて、いろんな意味でご負担をかけることは十分に承知しておりますが、ええ、今回、急きょ、専決で行いました理由につきまして、これからご説明します。ええ、12月28日が日曜日または土曜日となった場合には12月29日から1月3日の間が休日とされます。ええ、それから1月4日、5日が土、日となりまして、ええ、今年の場合は1月の6日が納期限となります。これにつきましては、そのう、地方税法及び民法の規定により、納期限が延長されるという規定があります。これは条例より優先するとはっきり書いてございますので、これはそのう、くつがえすことができません。で、つきましては12月の納期限を28日から25日とするメリットでございますが、もともと12月分の納税につきましては月内の、ええ、の、月末期限の原則というのは民法上もございます。しかしながら、先ほどの法律によりまして、延長されるという事態が発生します。それに加えて、納期限が年を越すということについて、ええ、弊害があるというふうに今回判断をいたしまして、専決で条例の方を改正すると、納期の改正をするということにいたしました。ええ、その理由といたしまして、申告税額計算上、社会保険料控除および固定資産税につきましては事業用資産の租税公課費等の計上につきまして影響があるものと思っております。国保税は年中納付が本来ですと、12期となります。ええ、しかしながら、先ほどの例外の納期、納期限が発生しますと、11期または13期となる場合が発生します。固定資産税の納付につきましては3期また5期となることが発生することなどがございます。年を越して、ええ、納税していただきました場合には、その納付日が支払い日となります。邑南町の場合につきましては口座振替日が納期の最終日、納期限とされております。で、多くの市町村ではそういったことに対して、12月に限り、25日として確実な年内納付をお願いするということの町村がございます。島根県内では2市8町1村が25日といたしております。ええ、納税者の皆さまにはやはり12月分についてはやはり12月中に支払うというふうに思っておられます。しかしながら先ほども申しましたように、口座振替等のことがございまして、この

まつ、ええ、移動、納期限の移動によりまして国民健康保険税の納税者の75%にあたる千5百名、固定資産税の納税者で言いますと、15%1千5件がこれによって移動、要するに変わってしまいます。こういったことから確定申告時に納付日によって、所得税、町県民税に影響が発生する可能性が大きいこと、それに伴いまして、保育料の算定、林地崩壊事業の個人負担金、狩猟税、養護老人ホームの費用の月額等に影響があると思われます。など、税金、個人負担金などたいへんに影響が及ぶ可能性が大きいいため本来のげつが、月内納付に変更する方が納税者にとっても分かりよく、納税後の税額に影響がないというふうに判断をいたしました。固定資産税につきましては税条例第67条の第2項で別段の定めによって納期の短縮が可能です。しかしながら、税制を総合的に判断し、条例としてきちっと定めるべきと判断いたしまして、今回条例改正をいたしましたものでございます。ええ、28日納期限でも法律的にはなんら違法ではございませんが、納税者の本来の納税意識を考えて、ええ、年によって納期限が移動し、納税に対する感覚が変わってしまうということにつきましては問題があると思い、今回より分かりやすい納税とすべく、かく、今回の改正をお願いしたものでございます。この方が早急に是正すべきことと思って今回、あのう、専決処分をお願いをいたしました。なお、4月1日の課税時には納税者にあてに納税通知を発送しておりますが、この納税通知におきましては、ええ、12月分の納期を記載する必要があります。そこで3月31日までの専決処分により、改正したものでございます。以上です。

●大屋議員(大屋光宏) 議長。

●議長(山中康樹) 大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) えと、29、30は閉庁日だからじゃなくて、あのう、民法上の理由として引き落としができないという解釈でよろしいですね。ああ、あと、まあ、そのもう1回あのう、29、30に引き落としができない理由を教えてください。

●上田税務課長(上田洋文) 番外、

●議長(山中康樹) 上田税務課長。

●上田税務課長(上田洋文) すみません。ちょっと落としました。あのう、口座振替が行えない理由といたしまして、法的な理由といたしまして、邑南町は29日から1月の3日までを休日としております。から土曜日日曜日を含む休みについては、民法142条により取り引きはしないものとされております。そのためにまあ、今回の場合は1月6日になったということでございます。民法上の規定と、それから休日という規定の中に、1月、ええ、12月の29日から1月3日までを定めておりますので、できないという解釈です。

●大屋議員(大屋光宏) 議長。

●議長(山中康樹) 大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) えと、まあ、当然土日は金融機関も休みですんで、引き落としはできない。29、30については役場が休みだから引き落としができないという理由なんですよね。町が休日だから。要はあのう、昔は確かに金融機関というのは30までじゃあなかったんだと思います。で、そういうことでいろんな町は25日が、締め切りに、あのう、納付期限にしてあったのかなあと思ったんです。で、あのう、せっかくまあ、金融機関は30日まで、えと、コンビニとかであれば24時間、365日の世界の中で、だけど町がやはり休日、29、30が休日であれば引き落としすることはできないということなんで

すよね、その確認だけをまずさしてください。

●上田税務課長(上田洋文) 番外、

●議長(山中康樹) 上田税務課長。

●上田税務課長(上田洋文) ええ、まあ、あのう、休日と定めておりますので、その期間は取り引きを行わないということで、できないということです。よろしいですか。

●大屋議員(大屋光宏) 取り引きができないから引き落としができない。

●上田税務課長(上田洋文) はい、そういうことです。

●大屋議員(大屋光宏) 議長。

●議長(山中康樹) 大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) あのう、あんまり、あら探しの質問というのはしたくないんですけど、あのう、自治体によっては29日、今年の場合は29あのう、28日が納期限だけど休みですんで、29日が納期限です、引き落としをしますっていう自治体もあります。それは違法なんではしょうか。もっというと、えと、28日が土曜日、日曜日になる可能性は4、5年に1回あります。邑南町も過去ありました、平成20年は、えと28日が日曜日だったと思います。その時は29日に引き落としをされてます。それは違法だったんでしょうか。あのう、まあ、一般的にどこのホームページを見ても納期限はいついつです、金融機関が土日の場合は翌営業日が引き落とし日になりますって書いてありますが、あのう、せいしか、正確に言えば金融機関がお休み、および町が、あのう、まあ、自治体が閉庁日は引き落としができないっていうことで、もう一度確認しますが、それが、で、いいのかどうか。

●上田税務課長(上田洋文) 番外、

●議長(山中康樹) 上田税務課長。

●上田税務課長(上田洋文) ええと、あのう、税金の場合はですね、あのう、納期限の日引き落とすとなっております、それで動いてるんです。で、あのう、定めとしてうちの、今の税金の話ですので、税金はそういう取り扱いをしているという、それはなぜかという納期限の日引き落とすというふうに契約しておるということです。

●大屋議員(大屋光宏) 議長。

●議長(山中康樹) 大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) はい、あと、まあ、普通の月でも納期限が月末であれば当然それが土日になつとれば実際の納期限というのは翌営業日ですんで、えと、31日が日曜日に当たれば翌月の1日っていうのはあるんだと思います。要は28日が納期限であるけど、あのう、12月28日が納期限ではあるけれど、その日が日曜日であれば、12月29日に納期限にすることはできないのかということです。納期限の日引き落とすから、今はにじゅう、今年は、今年、にじゅう、25年は28日が休みだったから、年明けを納期限に設定されたけど、平成20年は28日が休みだったから、29日を納期限にされてる。要は12月29日または12月30日を納期限と設定することはなぜできないのか。で、まあ、現金納付だとかいう場合もあると思いますけど、今は全てまあ窓口が休みであっても、金融機関で納めることもできますんで、そういうことから考えてもその29なり、30がまず納期限にできない理由をお願いします。

●上田税務課長(上田洋文) 番外。

●議長(山中康樹) 上田税務課長。

●上田税務課長(上田洋文) ええ、納期限にできない理由と、さき、あのう、地方税法および民法の定めによって納期限を定める場合、ええ、今28日ですが、そのう、先ほど説明いたしましたように、土日そいから休日は、また土日が重なって、まあ、今年の場合は1月6日になるわけですが、その途中に定めてもですね、仮に定めても、それは読み換えて1月6日になるという意味でございますので、ええ、仮に条例で定めても、それ以上に地方税法が先に優先しますので、納期限は自動的に読み替えますんで、1月6日になるということです。引き落とし日はそれに連動しますので、1月6日に引き落としになってしまうと。

●大屋議員(大屋光宏) 29日が納期限に定めることはなぜできないんですか。

●上田税務課長(上田洋文) 定めてもですね、定めたときに読み換えてしまうんで、実際には1月6日になってしまうんです。それは先ほど説明いたしましたように、地方税法の中にそういう規定があって、条例で例えば定めても、それは読み替えて、ええ、明けた6日になりますよということになっておりますので、そちらの方が優先するということ。

●大屋議員(大屋光宏) 議長。

●議長(山中康樹) 大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) はい、ちょ、今一あのう、専門的すぎて理解ができないんですが、まあ、過去やってたのは誤りか手違いだったということなんでしょう。で、そのこの問題まず一つおいてきまして、もう1点。あのう、年によって、えと、11カ月分になるか13カ月分になるかを、にしない方法がもう一つあります。今町がやっとなるのは必ず年内納付にしてもらうことによって、毎年12カ月にする方法、もう一つは12月分を必ず1月納付にする方法によって、毎年12月、あのう、12カ月にする、それはあのう、自治体によっては12月も、えと、納期限は月末、条例でも月末に定めてられとります。で、先ほど言われたように、12月31日の納期限は読み替えをして年明けになりますんで、12月分というのは毎年1月に納めることになる。そうすれば必然的に年末が、えと、まあ、必ず休みの日に定めているから自動的に年明けになる。で、そういう方法もあると思うんですけど、その方法はなぜ取られなかったのか。その方法のどこが問題があるのか、説明をお願いします。

●上田税務課長(上田洋文) 番外、

●議長(山中康樹) 上田税務課長。

●上田税務課長(上田洋文) ええ、12月分を1月分というお話でございますが、そうした場合、1月に2回払うというような感覚が納税者に発生しますので、例えば今年のあれで言いますと、1月の6日に払って、1月の31日に払うと、そうすると1月分を2回払ったような感覚に、まあ、おちいってですね、あのう、実際に、あのう、税務課の方にお問い合わせをいただくというようなこともございますので、ええ、極力その月の末にいただく方が誤解がないのではないかというふうに、要するにやむを得ず月末がまあ、土日が重なると、31日もしくは31日を越えてしまっ、1日か2日と月末っていうのはあるんですが、1月の6日と31日というのはその間が近い関係もありまして、多少誤解を生むような気がいたしまして、本来の月末納付という考え方で言いますと、本来12月分は12月分に、12月にいただくというのが、原則、そちらの方を採用したということで

ございます。

●大屋議員(大屋光宏) 議長。

●議長(山中康樹) 大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) はい、あのう、まあ、自治体によっては、いうか、かなり今多くの自治体が月末に定めて自動的に年明けに納めてもらうという方式をとったりとかを〇〇(聞き取れず) まあ、これは一切こういうふうに影響されない。で、特に今年それを邑南町されとけば、去年11カ月分に納め、あのう、11カ月分しか納めてもらってなかったですけど、今年から12カ月分で、今年もあのう、12月末、あのう、28日が休みですんで、去年は年明けに納めてもらってることを考えればずうっとそれでいい形になる一つのチャンスだったかなあと思いました。で、まあ、今回条例改正をされて25日にされたということで、まあ、今年は13カ月分の納付っていうことになるんだと思います。で、あのう、まあ、僕があとにずらす方を、がいいって思う理由はやはりまあ、年末年始のまあ、資金繰りの問題もある、で、給料日が必ずしも、そのう、20日なり、25日でない人も多い。特にまあ、国保であるとか、そのう、固定資産税を納めなきゃいけない業種の自営業者っていうのはそういう人達も多いから、なるべく遅らしてあげることがいいことであるという感覚が僕の常識でした。ただ、まあ、一般的にはその月のものはきちっとその月に納めるというふうにしてあげた方が意識が高まるっていうのが町の考えなんだと思います。あのう、最終的に28日を25日にすることによって、分かりやすくなって、納税者も理解がしやすくなって、納付率はこの方が高まる、まあ、もしくは納税意識が高まるというのが最終的な結論なんではないでしょうか。そこの確認をさしてください。

●上田税務課長(上田洋文) 番外、

●議長(山中康樹) 上田税務課長。

●上田税務課長(上田洋文) その月の税金につきまして、その月に支払うという原則によって、支払いをうけ、あのう、していただく方が分かりやすく、結果として、あのう、忘れたというようなことが少なくなると、結局それによりまして、納税について意識は高まるというふうには思っております。

●大屋議員(大屋光宏) 議長。

●議長(山中康樹) 大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) はい、あのう、まあ、県の税金にしても、国の税金にしても今はあば一の、えと、選択肢はたいへん広がってきました。あのう、コンビニで納めることもできますし、クレジットで納めることもできます。えと、ペイジというまあ、ネットを使うこともできる世界で、やはり、まあ、ただ、そうは言っても365日いつでも納めるっていう感覚であつたけど、やっぱり年末年始は25日までにきちっと納めるっていうのが、正しい方法という結論なんだと思います。あのう、自分自身が理解できるかどうか、議員の皆さんが理解し〇(聞き取れず) どうかは僕には分かりませんが、まあ、それがまあ、常識なんだなあというのが分かりました。で、もう1点、まあ、これに関して、あのう、専決でされました。あのう、正しいことであれば、専決処分、議会を開かずにやったとしてもやむを得ないことなのかなあという思いと、そうは言っても条例改正だからきちんと議会にかけて、議会の承認を受けてやるべきだっていう思いが二つあります。ただまあ、やっぱり手続きとして、あのう、まあ、あのう、納期限を早める、若干は納税者の負担を

強いことであるには間違いがなければ、一つはまあ、そのう、なぜ議会が開けなかったのか。緊急を要して開く時間的余裕がなかったということだと思うんですけど、その専決でされて議会が開けなかった理由を一つ。で、もう一つは納税者の負担を強いことであれば場合によってはパブリックコメントっていう手法を使わなければいけないものではないかなあという思いはあります。あのう、結果としてみんな、ああ、いいことだってなるのかもしれないですが、手続きとしてそういうものは必要だったのかどうか、その検討されたかどうかを含めまして、あのう、えと、専決をされた理由とパブリックコメントが必要なかったかどうかについて2点お願いします。

●**上田税務課長(上田洋文)** 番外。

●**議長(山中康樹)** 上田税務課長。

●**上田税務課長(上田洋文)** 議会を開く、あのう、必要が、ええ、必要じゃなくて、あのう、専決にした理由でございますが、ええ、こていしえーと固定資産税につきましては税条例上に67条の第2項で、ええ、納期短縮の可能な条例を持っております。しかしながら今回は、あのう、税制総合的に判断をして、条例改正をするということでお願いをいたしました。それで専決処分をお願いをしたわけでございます。またあのう、議会を開くいとまがない理由でございますが、ええ、今回の申告または課税の、における計算等におきまして、ええ、住民の方からいろいろお問い合わせもいただきました。それによりまして、ええ、早急にこの是正をする方が、あのう、住民の方により利益があるというふうに判断をして、今回、あのう、議会を開くいとまがない形で専決処分ということになっております。4月の1日にはすでに、あのう、すでに通知書を発送しておりますので、それまでにはすべてのあのう、納期限を確定しておく必要もでございます。よって、あのう、3月31日の専決処分で行ったものです。それからかぶりつく、パブリックコメントのお話でございますが、課税上の問題でございますので、ええ、税法上で対応いたしておりますので、それ以上のものはございません。

●**種町民課長(種文昭)** 議長、番外。

●**議長(山中康樹)** 種町民課長。

●**種町民課長(種文昭)** なぜ専決処分でなければならなかったという、ならなかったかというご質問でございますが、ええ、地方税法第705条第2項には、ええ、国民健康保険税の賦課期日は4月1日とすると規定されております。ええ、邑南町の国民健康保険税条例第10条でもええ、同文の規定をしております。ええ、このように、ええ、租税を賦課する場合には一定の賦課期日を決めて課税要件を確定させることが必要であるとされております。国保税におきましては、年度当初に標準課税総額の年間見込額を算定しておりますので、ええ、毎年賦課期日の4月1日現在においては課税要件である納期限も確定されていなければなりません。ええ、この改正の理由でもあります要望が出ましたが、確定申告の最中でもありまして、3月議会には間に合わなかったということ、それから本年度も12月28日が休日になるということもありまして、専決処分で改正をさせていただきました。ええ、パブリックコメントについては税務課長のかい、お答えのとおりです。

●**大屋議員(大屋光宏)** 議長。

●**議長(山中康樹)** 大屋議員。

●**大屋議員(大屋光宏)** あのう、どちらの理由も、すみません、理解ができません。あのう、

ど、一つは専決をするというのは緊急を要して、じかい、議会を開く時間的余裕がない。一般的には災害が起こった、すぐ対処しなきゃいけない、何らかの事態が起こった、起こって、時間的余裕がないっていうのが一般的な解釈だと思います。あのう、地方税、あのう、えと、しょう、町税条例とかを毎回専決でされるのは、えと、国の法律自体が、の、施行日の関係もあったりして、専決処分をす、せざるを得ない状態にあるからあれば、それはそれでまあ、上位法に基づいてやらざるを得ないっていうことで、3月31日にまあ、事務的に機械的に専決処分をされる。それはまあ、問題にしません。要は、と、納税相談を受けたりしとる中で、しなきゃいけないっていう変えていくかなにかを検討しなきゃいけないっていうのを執行部で思われた。で、それも最終的な期日は3月31日までにしなければいけない。って当然期間があるわけですね。で、かの、あのう、課の中なり、町の中で検討するのはどの方法がいいのか、短くするのか、決裁の日には間に合うのか、当然議会は招集しなければいけないけれど、招集する時間的余裕はあるのかどうかというのは議論すればできるんだと思う。僕はいろいろ検討したけど、議長にも相談したけど、開く日にちもないし、やむを得ず専決をされたと思ったら、どうも専決が先にあるような気がするんですが、もう一度あのう、議会を開く努力をされたのか、結果としてなぜ専決になっちゃったのかをもう1回質問をします。それともう1点はパブリックコメントをする必要がない、課税上の問題であるからパブリックコメントは必要ありませんと言われた。課税上の問題であるから、なにになになになにがあって、必要ありませんという、間があると思うんですよ。一般の人でなり僕らは課税上の問題だから、要は税金はわたしが勝手に決めれるんだ、みんなの意見は聞く必要はないんだにしか聞こえないんですけど、もう1回丁寧なという理由でパブリックコメントが必要ないのか、合わせて2点、ですね、あのう、町長なり副町長のところで、その経緯と併せて説明をお願いします。

●桑野副町長(桑野修) 番外。

●議長(山中康樹) 桑野副町長。

●桑野副町長(桑野修) ええ、まず1点の専決の問題でありますけれども、ええ、確かに3月議会から4月1日までの間の、期間に再度臨時議会を開いてでもその納期の変更ということの臨時議会を開催する時間があったではないかということでありまして、確かにその時間的なもので見れば、その期間の、短い期間でも、最低でも3日前に連絡すれば臨時議会の開催できるわけですので、ええ、可能でなかったかと言われれば可能であったとは思いますが、ただし、先ほども説明をしておいたと思っておりますけれども、課長の方から。あのう、固定資産税の方で言いますと納期の定める条文があるわけですが、その1項の方で1期分、2期分、3期分とそれぞれ日付を定めて、納期を定めておりますけれども、その次の2項の方に特別な事情のある場合、そういった場合には町長がその納期を定めることができるという項目があるわけでありまして。というところで、ええ、ある程度その納期については町長に裁量権を持ったものというふうな解釈をいたしまして、ええ、今回、まあ、ただ、それが年によって動くことがないように25日にしたいという思いで今回専決をさしていただいたという、そういう判断であります。それからパブリックコメントについても先ほども申しあげましたような理由に併せて、ええ、特に、ええ、総合振興計画でありますとかそういった大きな意味での町のまちづくりの大きな根幹を示す計画でありますとか、ええ、条例、そういったものについてのパブリックコメントという

ものは求められておりますけれども、こうした条文の一部の、についてのことについてのパブリックコメント、そこまでは求められないと、求められていないというふうな解釈をしております。

●大屋議員(大屋光宏) 議長。

●議長(山中康樹) 大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) あのう、最終的な結論は、要は納付日というのは町長の判断でできる範ちゅうである、条例には定められてあるけれど、町長が特段の判断をすれば自由でできるっていうことである。だから、議会にかける必要もないし、一般に知らせる必要もない。ただ丁寧な、あのう、親切的な意味で、条例も日にちを変えてあげたんだよって聞こえたんです。そういう話ではない。あのう、いやあ、か、結局あのう、やはり条例で決まってる日にちを変えるんであれば議会を開く努力は必要だけど、特段の判断というのは僕らから見れば災害が起こったとか、本来、例えば12月28日で○(聞き取れず)してたんだけど、大災害が起こったりして、12月大雪だった、これは延ばさにゃいけないというのは特段の判断だと思ったんです。やはりあの一般的に常に適用するものは、その条例に書いてある、だから、そのいくら4月1日に決めなく、あのう、から適用するっていう日にちがなくても、開く努力はしなきゃいけない、当然議論する日数も1日や2日で決まるものではないし、決裁の日にちまではその議論する日数の間に議会を開く努力もできたんじゃないんですかっていうことです。もう一度すみません、あのう、誤解もあるみたいで、その説明をお願いします。

●石橋町長(石橋良治) はい議長、番外。

●議長(山中康樹) 石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) ええ、まあ、町長が第2項で認められてるって、まあ、自由に決めるという、まあ、ちょっとこう大屋議員の発言もちょっと言い過ぎなのかなと、私はまあ、今回のことについて、ええ、庁内真剣に議論をし、そしてこう積み上げた結論で、その中でやはり事務的な手続き、期限の問題、年を越す問題、こういったことを総合的に判断をして今回は、ああ、やむを得ないということで専決の判断をしたわけでありまして、ええ、私は、まあ、自由に勝手に決めるという話ではないわけでありまして。まあ、我々の努力の過程というものをまあ、ぜひご理解いただいて、ええ、お願いをしたいというふうに思います。

●大屋議員(大屋光宏) 議長。

●議長(山中康樹) 大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) あのう、まあ、過去にも例があったのかもしれませんが、あのう、条例の内容を、その上位法、国の法律等に基づくものでなく、町独自のものとして、変える、それを専決処分でしたっていうのは初めてだったのかなという思いがあります。で、専決処分というのは、あのう、説明するまでもなく、まあ、町長の権限で条例改正をして、議会の同意がなくても効力を発する。あのう、要は3月31日に専決処分した時点でその条例は生きて、動いてる。で、議会が今回は、えと、同意するか、あのう、しないかだけですけど、議会の同意があろうがなかろうが効力は一切変わらないという重いものだと思います。で、あのう、パブリックコメントも必要ないんですかってことを聞いたんですが、やっぱりあのう、条例改正で特に税金に関する部分です。あのう、納付日をちょっと

早くするだけであっても何らかの負担をお願いする以上、執行部だけで決めるんじゃないなくて、議会も責任を、あのう、一緒に、あのう、責任を持つ、承認することによってお互い責任をもってきちっと説明をしていくっていうのが大事だと思ったんです。あのう、なんでパブリックコメント、しつこく聞いたのは、僕、あのう、答えが実はあのう、金銭授受、税金の賦課、その他まあ、金銭の授受に関することはあのう、パブリックコメントの対象外になっとなります。そうですよって言われるんだと思ったんですが、ちょっと答えが違ったんですけど、あのう、えと、一般質問でも1回あったですけど、あのう、住民の直接請求の対象外にもなってます。ということはやはり執行部と議会が一緒になって責任をもって住民に対して責任を持つべき条例であるという意識があったもんで、専決じゃなくてやはりきちっと、あのう、3月、年度末の忙しい時でも議会を招集してもらって、お互い責任をもって税金はこういうふうに集めましょうねっていうふうにすべきものだという思いがありました。あのう、まあ、それぞれの理由で専決でもう済んだことです。あとはそのう、同意するかしないかは各個人の判断であとまあ、議員、各個人の判断でし、その効力は変わるわけではありません。あのう、思いとしたり一緒に責任を持ちたいなあと思いはありましたが、この、なんか雰囲気は、まあ、勝手に町がされて、税金で、まあ、議会が同意するかしないかだけっていうのはどうかなということです。あのう、まあ、時代の流れは早くしてあげる方が親切である、これには間違いがないんですよ。町長そこんところだけでも1回あのう、納付日を早くしてあげることは時代の流れであって、納税者にとっても有利である、このこと自体は間違いがないかどうか、もう一度そこだけ確認してください。

●石橋町長(石橋良治) はい議長、番外。

●議長(山中康樹) 石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) やはりあのう、12カ月、きちんきちんと納税いただく方がいいわけでありまして、ええ、13と11ができるようなことではやっぱりまずいんだろうというふうに思います。それはまあ、課長が答弁したとおりでございます、まあ、今回そういう意味できちっと毎月12カ月払っていただくためにも、25日にしたということでございますので、よろしくご理解いただきたいというふうに思います。

●大屋議員(大屋光宏) 議長。

●議長(山中康樹) 大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) はい、あのう、まあ、結果的にいいことをしたの、ものに対して議会が手続きがどうだっていうと、あのう、議会が硬直化しとる、不勉強だ、まあ、そんなにいうんなら通年議会にして365日開会しとけばいいだろうってことになりますんで、まあ、いいことであれば若干手続きは、まあ、気持ちとしたり、税金のことですんで、お互い一緒に責任を持つ方法をとって欲しかったなあと思っておりますが、いいことであったということで、あのう、最後町長からもありましたので、それを元に判断をしたいと思えます。あとすみません、あのう、2点通告をしておりますんで、次の質問に入ります。えと、農業だけじゃありませんが、あのう、燃油対策ってことであのう、原油高騰に伴いまして、燃料費が高くなっとなります。で、あのう、農協なり、農政会議からの毎年の、あの予算要望で、あのう、燃油対策ってことで、シイタケ、菌床シイタケの加温について、あのう、燃料費が非常に高くなっているから補填することはできませんかっていう

要望が毎年きとります。あのう、まあ、11月なり、10月に要望あって、12月に補正はすぐ組むことができなくて、まあ、毎年そのまま何もせずきとるんですが、あのう、こういうあのう、要望に対して町としてはどのように考えとられるのか、まあ、根本的に言えば、あのう、一時的なものではなく、まあ、常に高い状態が続いております。農業だけじゃなくて他の業種もそうです。そういう中で、あのう、農業に対する燃油対策っていうのは基本的にどのような考えをもっとられるか。で、もう1点は町が何かしなくても国の方で今、っていうか、24年だったと思いますが、あのう、緊急対策補正であのう、燃油価格高騰の対策をうっとりします。ただこの情報っていうのは全く伝わってきてないんですが、そのあたりどのような判断があったのか。で、もう1点はあのう、えと、まあ、町長もおっしゃっとられますけど、あのう、化石燃料、要は原油っていうのは高いし、その枯渇する可能性がある。木質バイオなり代替燃料っていうのは考えなけりゃいけない時代かもしれません。で、そういう中で農業分野における、あのう、木質のばいわ、バイオマス燃料のそのう、可能性、または使うんであればどういう課題が現時点であるとか、そのあたり、あのう、一括して質問しますので、あのう、簡単に結構ですんでお答えをお願いします。

●**植田農林振興課長(植田弘和)** 番外

●**議長(山中康樹)** 植田農林振興課長。

●**植田農林振興課長(植田弘和)** ええ、農業における燃油高騰対策についてからお答えをいたします。毎年、農政会議の皆さんや農業関連団体のみなさんから、燃料費の高騰によって品目によっては再生産ができないところまで来ている農家があるという実情を伺っております。そういった状況にありながら、有効な対策が打ち出せていないでいることを残念に思っている次第であります。燃料費の高騰は燃料を加温用に使用される菌床椎茸生産者の皆さんや園芸品目の栽培農家はもとより、農業用機械を使用する場合にも、そして農産物を輸送する場合にもあらゆる場面で影響しておりますし、また、他の農業用資材や畜産農家では飼料価格も同様に高騰しておりますので、どこまでの範囲に対しての助成をすべきかといった難しい判断となっております。また燃料費の高騰はいつまで続くものか予測が付きませんが、化石燃料である以上、有限な資源でございますので、これを再生可能な、例えば木質バイオマスの燃料とするような転換をすすめることと並行して進めればどうかといった検討でございます。こういったことを組み合わせて、短期的な対策だけではなく中長期的な視点での対策について、対策にしていくことはできないかを検討中でございます。ええ、次に国が行っております燃油価格高騰緊急対策を情報を町が提供していない、また取り組みをしていない理由についてのご質問でございますが、ええ、国が緊急対策を実施していることは承知をしております。ただ、この対策は個人の農家が戸々に設備投資をする場合に補助金を行使すると、あ、交付するといったようなのではなくて、産地として生産者や農業者団体がまとまって、燃油価格の影響を受けにくい経営構造への転換を進める場合にあてはまるものというふうに理解をしております。求められている要件も達成するためにはかなりハードルが高いというふうに感じております。こういった対策があることを農家の皆さんになぜ伝えていないのかというご質問については、ええ、ちょうど加温機の更新を計画されていたりとか、内部被覆を新たに設備しようと思っておられるタイミングが一致するような農家さんが何軒かおられれば、事業として成り立ちますが、そうでな

ければ取り組みが難しいという判断をしてお知らせをしております。ええ、3点目の農業分野における木質バイオマス燃料の利用の可能性と課題についてのご質問でございますが、ええ、農業分野における木質バイオマス燃料の利用の可能性については、昨年町内の菌床椎茸栽培農家の協力を得て実施をいたしました。木質バイオマスボイラーによるパイプハウスの加温実験によって、化石燃料に対する優位性を確認いたしましたので、今後新たな施設設備や、施設の更新を考える農家の皆さんには選択肢のひとつと考えていただけるものというふうに思います。ただ、燃料となる木質バイオマスの形状によって設備との相性がございます。例えば、原木の丸太であったり建築廃材のようなもの場合には安価に入手が可能ですが、自動運転の仕組みが十分確立されていないという面がございます。一方、木質ペレットの場合には自動供給が可能で設備を小型化することができますけれども、ペレットにするための加工に費用がかかるといった点がございます。ええ、この両者の中間が木質チップで、比較的安価に入手できますが、燃料の自動供給のための設備が大型になるといったデメリットがございます。こういった特徴を理解した上で取り組みをしていただければ、導入のメリットは十分あると思われまし、導入される方が増えれば供給のためのコストも下がりますので、さらにメリットは膨らむものというふうに考えております。

●大屋議員(大屋光宏) 議長。

●議長(山中康樹) 大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) はい、あのう、確かにえと、燃料費の高騰ってのは一時的なものからまあ、それが恒常的なものになりつつあります。あのう、一時的に価格を、あのう、補填するっていうのはもう時代にそぐわない。と、生産者としてもそのう、価格転嫁す、まあ、ものをよくするとかいう努力が必要でしょうし、まあ、町の施策としても中長期的なものに変えていくっていうのは正しい方向だと思ってます。ただあのう、国の燃油対策はハードルが高いとおっしゃられましたけど、あのう、町の方がよっぽど高く、あのう、町は農林総合事業の施設整備事業ということで、これはまあ、パイプハウス投入ですけど、その条件は、えと省エネルギー型ですと、動力光熱費2割減になつとります。あのう、国の条件は15%減ですんで、国の方がよっぽど楽です。で、国の条件のもうひとつ、あのう、15%燃料費を削減するっていう条件は、一つはあのう、チェックシート、要はあのう、ハウスの形状なり隙間なりそういう、あのう、こと。保温性がどうかっていうチェックをする、これで1割減、後は何らかの循環扇を入れるとか、設備をあのう、更新するとかで、5%ぐらいはすぐできますんで、どちらかというと国の方がハードルが低くて、その産地として取り組むってありますが、あのう、3戸以上ですんで、シイタケがグループであればなりますし、3軒以上でこう加温して同じ物を作つとれば取り組むことができ、あのう、国の方は、それ、あのう、設備投資と併せて、そのう、燃料費が高くなったときの価格補填というのがあります。あのう、生産者も掛け金半分出して、国が半分出してくれて、なんばか補填してくれる、っていう意味じゃあ簡単に使えてなんでこれしなかったのかなあとは思いますが、まあ、すんだことです。で、その中でやっぱりあのう、国の取り組み見ても、あのう、基本的にはその設備、あのう、温室の構造なり、保温性なりを見直すっていうのが1番なんだと思います。そういうことでいうとあのう、一つお願いはあのう、まあ、町の農林総合事業、今はあのう、省エネ型といっても、あのう、パイプハウスを導

入すること自体だけが支援策となっています。ただあのう、時代は変わりまして、あのう、えと、被覆資材にしても、保温性が高いものがたくさん出てます。それを更新するだけでもかなりの金額がかかりますが、そういうものも対象にしていくことによって、あのう、設備、設備自体は変わらないけど、保温性は高めることに対して支援をしていくっていうのは、一つの対策として有効なのかなあ、まあ、それほど技術が確立されてきましたので、そういうことは一つ考えていくほ、もいいのかなあと思っています。で、もう1個はまあ、あのう、えと、木質バイオマスの利用でウッドボイラーを使うかペレットを使うかですけど、まあ、実質ペレットは難しいんだと思います。あのう、暖房器自体が普通で買くと、大型でも100万のものがウッドペレットですと400万、500万、設備費入れると7,800万になるんだと思います。あのう、供給されるペレットがキロあたり50円以下だと採算あうと言いますが、実際には20円、30円でないと難しいと思いますし、あのう、管理も難しいものがあると思えば、この辺ではあのう、ウッドボイラーが一番最適なのかなあと思います。あのう、菌床シイタケでも実証があるみたいですし、あのう、新たにそのう、今、町の方が、あのう、研修ハウス持ってます。研修ハウスありますよね。あそこあのう、暖房器あるんだけど、あのう、ウッドボイラーの使い方として、あのう、水を温めて循環させるのであれば、例えば地熱暖房入れる、あのう、土自体をあっためるという方法があります。で、それやるとこの地域でも4月から12月ぐらいまで、キュウリ、ナス、トマトぐらいは作れるのかなと思います。あのう、新たなまあ、生産振興として、あのう、一つの方策かなあと思ったりします。あのう、まあ、そのへんもひっくるめてちょっとウッドボイラーの可能性なり、その施設のその支援策にして、あのう、ハウスだけじゃなくてそういう被覆資材も含めて検討する余地があるかどうか、もう一度課長の答弁をお願いします。

●植田農林振興課長(植田弘和) 番外

●議長(山中康樹) 植田農林振興課長。

●植田農林振興課長(植田弘和) ええ、町で持っております事業と国の事業の比較のお話がまずございましたけれども、ええ、国の方の事業で導入の可能性がないかという検討はされた経緯がございまして、ええ、菌床シイタケ、まあ、シイタケとおっしゃいましたが、まあ、菌床シイタケの場合についてはこの事業の対象外ということがまず一つあるようでございます。他にあのう、園芸農家でということもあったんですけれども、あのう、園芸農家の場合にはすでにほとんどの方が、ああ、あのう、内部被覆などはしてらっしゃるんですね、それ以上の設備をしてさらなる15%という要件が求められるということで、その際には新たな設備投資が必要になってきますので、その設備投資とこの、今回の補助事業を受けることが、ああ、そのメリットがあるかないかという比較検討した結果、断念をしたというような経過もあるようでございます。それからあのう、町としてまた新たなそのウッドボイラーの可能性などについてのとり、あのう、取り組みについての可能性はというご質問なんですけれども、ええ、この部分はあのう、現在アグサが隊の研修用、実習用の施設ということで、ええ、町のパイプハウスを活用しておりますので、その中でやっぱり新しい農業に対する研修内容としてはそういったご提案いただきましたような内容についても取り組むことは今後考えていきたいというふうに考えております。

●大屋議員(大屋光宏) 議長。

●議長(山中康樹) 大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) まあ、あのう、燃油対策ていうかずうっとつきもんかだと思います。あのう、いろんな方策で、あのう、特に資材のいいのはたくさん出てきて、あのう、品質も安定してきてますんで、いろんな面で考えていっていただければと思いますし、ウッドボイラーもあの活用の仕方次第ではこの地域では一番可能性があるのかなと思いますんで、ぜひ考えていっていただきたいと思います。で、最後にあのう、六次化産業への取り組みってことで質問をあげております。あのう、まあ、国が全面的に出てやってる中で、今県も六次化産業への取り組みを積極的にされてます。あのう、人から僕も教えていただいたんですけど、あのう、国の制度は、えと、限りなく可能性は大きい、あのう、まあ、補助があつて、融資があつて、最後はお金出し合つて、ファンドの形であのう、規模拡大なり、あのう、手を広げることはいくらでもできるんですが、まあ、ハードルが高い。で、その隙間を埋めるために、県がそのまあ、国の事業に乗らない、まあ、まずとっかかりということで事業を興されてます。あのう、島根型六次産業ステップアップモデルってことでされてまして、これは非常に取り組みしやすい、えと、みんなで話し合いましょう、何か考えましょうというソフトに対しての支援と、それを元にして、じゃあなにか投資しましょうということで、ハードと二つあります。あのう、今この地域では多くの問題があります。あのう、農林業に関わる人達にとっては、この事業、六次化産業取り組むことによって、多くの課題が解決できるんじゃないかなと思います。あのう、ただ単に機械を更新しなくて、いけないっていう状況になっても、その異業種の人と組んで新たな取引きをするっていうことであれば、この六次化産業使えますし、もうもっと言うと、堆肥の問題もあります。堆肥にしてもその農業者と組む、できた生産者を加工業者に売る、で、またそれを植物残さか何かでこう、畜産に持ってくるとか、循環とか連携をするだけでもその問題解決になる、このう、あのう、一つ一つ支援してあげることが、なかなか難しいことに対して地域の皆が力を合わすことによって、この六次化産業でかなりの支援を受けて、問題解決ができるんじゃないか、大きな可能性があるんじゃないかなあと思ってます。ただまあ、一般質問の通告の一番最初あげてますように、この担当課はどこですかというぐらいあのう、ちょっとあのう、まあ、農林振興課なのか、商工観光課のあのう、農林商工サポートセンターなのか、今よく分からないとこもあります。あのう、お答えをいただいた方が担当課だと思います。あのう、県の事業をもっとPRして、こう、地域でこういう取り組みを、あのう、発掘するっていうか、興していこうという気があるかどうか、そのへんのあのう、意気込みを聞かしてください。

●植田農林振興課長(植田弘和) 番外。

●議長(山中康樹) 植田農林振興課長。残り時間が少のうございますので答弁は簡潔にお願いします。

●植田農林振興課長(植田弘和) ええ、六次産業化のまあ、担当課がどこかというご質問がまず1点ございますけれども、ええ、これにつきましては、あのう、一次産業、二次産業、三次産業を通しての六次産業化ということでございますので、それを総合するものとしては農林商工サポートセンターというのがまずそこへ出てくるというふうに思っておりますけれども、ええ、事業のスタートの、まあ、通常形として、ええ、一次産業の農家の方が六次化に取り組みたいと言われるケースが今までは非常におおございましたので、ええ、

窓口として農林しょう、ああ、農林振興課がなっているというケースが今までは多かったというふうに思っております。それで、島根型六次産業支援事業、まあ、あのう、通称しまろく事業についてどのように考えているかということなんですけれども、ええ、まあ、先ほど一次産業から入られる方が多かったということなんですけれども、まあ、そういう状況であったがために、ええ、一次産業の農家の方がその作る技術以外に加工調理するための技術ですとか、販売するための保存の技術ですとか、衛生管理であったり、他にもパッケージデザインであったり、ええ、店舗経営のノウハウ、顧客サービスといったあらゆる技術情報を兼ね備えなければ六次産業として成り立たないということがございまして、結局今まではなかなかうまくいかなかったり、断念されたりといったようなことが多かったように思っております。その点でこのご質問のしまろく事業というのは、一次産業からでも二次からでも三次からでも入れますし、それからそれぞれの技術を持った皆さんがネットワークを組むことで、ええ、成り立つことができるという事業になっておりますので、ええ、これから、あのう、取り組みについては非常に可能性が高いんじゃないかなというふうに考えております。ええ、それから、具体的な取り組みといたしまして、ええ、邑智郡の、あのう、農林業振興協議会の中に企画振興部会という部会がございまして、こちらの方でこれまで農産加工等についての取り組みを続けてまいりましたけれども、ええ、平成24年では農産加工中心に、そして昨年度では、ええ、六次産業化の取り組みということで、アグリビジネスと、ですとか、地域資源の活用といったようなテーマで研修ですとか、講演会などを開いております、その中で今年からスタートしたこのしまろく事業も皆さんに情報としてお伝えするというような取り組みをしております。で、ええ、しまろく事業については本年と来年度、県としては実施される予定がある、で、今年度もこれから8月に募集の予定があるというようなことですので、積極的に情報は出していきたいというふうに考えているところでございます。そしてあのう、先ほどの私の説明の中で、ええ、私、ウッドボイラーという言葉を使いましたけれども、これはどうも特定の商品名ということでございますので、訂正をさしていただいて、薪ボイラーというふうに訂正をさしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

●大屋議員(大屋光宏) はい、議長。

●議長(山中康樹) 大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) はい、あのう、最後訂正されたのは僕もすいません。あのう、ウッドボイラーという物だと思いましたが、正式には薪ボイラー、まあ、確かにあのう、薪がそのままくべ、あのう、いれることができるっていうことで、薪ボイラーなのだと思います。僕の方もちょっと商品名使っておりますんで訂正をお願い、じゃあと思います。えと、六次化産業の取り組みで、まあ、課長、えと農林振興課長が答弁されとる、まあ、二つの課にまたがとる、しまろく型は、すいません時間、ちょっとだけください。えと、しまろく型は一つはろくじかさ、あのう、六次産業化、一つは農商工連携型、で、三つ目が地域振興型、もう一個は地産地消型とあります。あのう、幅広くあるものを、で、商工会なり農業者で多くの人達がすごく期待をしとる。この事業。であれば、どっかが窓口になって、あのう、あらゆる人にまずは情報を出して地域にそういう動きを導き出すっていうのが一番良い方法だと思うんです。で、町長としてやっぱりここは担当課をきちっとして、あのう、農業なら農業、しょうか、商工だけじゃあなくて一つの課からきちっと情報を出

して、動きを導くようなことができないのか、最後に町長の答弁をお願いします。

●石橋町長(石橋良治) はい議長、番外。

●議長(山中康樹) 時間は来ておりますが、最後に石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) あのう、議長さんが叱られたら困るんで、あのう、短くお答えしたいと思います。あのう、まあ、一次、二次、三次を混ぜた、六次っていうことでありますが、今の担当と言えやっぱ農林課になるというふうに思ってます。それはなぜかという、やっぱ二次、三次が生きるのも一次がどういうふうに、一次産業どういうふうに今充実されようとしているか、やっぱその農業振興あたりがですね、やっぱベースになるわけでありますので、それが無いと二次、三次はないわけでありますから、まあ、そこをしっかりと押さえて、まあ、あのう、二次、三次へこう広げていきたいと、こういう思いでございます。まあ、いろんな意味で情報提供していきたいなとこういうふうに思ってます。

●大屋議員(大屋光宏) 議長。

●議長(山中康樹) 大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) 最後に一言だけ、あのう、確かに一次は大事であるけど、二次、三次産業にひっぱられるとこもあります。あのう、農林振興課が担当課であれば、あのう、一次産業だけじゃなくて、二次産業、三次産業の方に対してもそこからやっぱ窓口として情報出していただいてみんなでこういう取り組みになるような動きを導きだしていただきたいと思います。と、以上を持ちまして、えと一般質問を終わります。ありがとうございました。

●議長(山中康樹) 以上で大屋議員の一般質問は終了いたしました。ここで休憩に入らせていただきます。再開は午前10時50分とさせていただきます。

—— 午前10時34分 休憩 ——

—— 午前10時50分 再開 ——

●議長(山中康樹) それでは再開をいたします。通告順位第9号、日野原議員登壇をお願いいたします。

●日野原議員(日野原利郎) 議長。

●議長(山中康樹) 10番、日野原議員。

●日野原議員(日野原利郎) 10番日野原でございます。ええ、今回2点について、ええ、質問を通告しております。ええ、まあ、今あのう、現在さくね、昨年発生しました豪雨災害、ええ、この本、復旧工事が本格的に進められております。ええ、被災者の皆さんも一日も早い復興を願っておられるわけです。ええ、まあ、職員の皆さんも日夜頑張っておられますが、健康には十分留意をして、ええ、災害復旧に携われるその他関係各位の一層のご尽力をお願いする次第であります。ええ、さて、今回の質問の1点目の質問は、ええ、ま、今回の災害あるいは、ええ、過去に発生しました豪雨災害等踏まえまして想定外の豪雨とはいえ、河川の状況からは被災べくして被災したと思われる箇所もこう見受けられるように思いました。まあ、そのへんも部分的に改修はなんとかできまい、できないものかなというように考えまして、質問をさせていただきます。まあ、その前にお断りしておきますが、どちらかと言いますと、この石見地域、特に私の住んでおります地域を例えてお話し、話をさせていただきますので、ご容赦をいただきたいというように思います。あの

う、過去58年災害、昭和58年の災害の時は、ええ、石見地域全般で大変に大きく被災をいたしました。ええ、まあ、その時の災害復旧はあまりにも、あのう、ひどく、当時河川護岸等もほとんどブロック積みは見受けられず、石積みの護岸ということで、たいへんな被災を受けたわけですが、ええ、県支弁河川、まあ、いわゆる県が管理をする河川、ええ、まあ、例えば石見地域で言いますと、濁川、井原川、ええ、日貫川、大畑谷川、その力沢谷川、まあ、日貫のふくわばら、福原川、まあ、こういったところはほとんどすべていわゆる改修を伴う河川関連事業で復旧をされました。まあ、あのう、この改修というのは、あのう、まあ、細かくいろいろあるんですが、ええ、河川で言いますと、ごねん、おおむね50年から100年の洪水かすりを、ああ、洪水確率を見込んだ上で、そのう、計画をたって改修をしていくというようなことになっておりまして、まあ、昨年確かに濁川等、たいへんな水が出たんですが、ええ、ほとんどあのう、被災をしておりません。まあ、日貫川で言いますと、一部河床が現れてブロックが倒れたというところはあるんですが、まあ、それにしても、ううん、このその時に河川関連事業で改修をした河川についてはほとんど被災をしていないというのが実状です。その、それに加えて、ええ、町の、町の支弁河川、まあ、町が管理する河川につきましては、ええ、当初もその関連事業ということで、なんとかいろいろ県、国とも協議をしたんですが、まあ、これにはかなり難しい要件もありまして、ええ、まあ、現在でいう単災、まあ、その場を、壊れたところをそのまま直すという形で復旧をしました。ええ、昨年災害の後、たけだせ、竹下亘先生がお見えになって、これはあのう、何とか改良型復旧でせにゃあいけんというように言われたときは非常に心強く思いました。なんとか、まあ、とは言ってもその要件からして難しいだろうなという思いはあったんですが、ま、それでも竹下先生が言われたんで、なんとかのつかっていけるんじゃないかというように期待はしたんですが、まあ、ええ、まあ、やっぱりその単災としてそれで復旧をするという形になっております。まあ、ご承知のように単災はあのう、原形復旧というのが大原則で、ええ、護岸高、あるいは河床幅、まあ、その他法線、そういったものを全く現状崩れたところをそのまま直すというのが、あのう、単災の方式であります。で、まあ、58年の時もあったんですが、あのう、単災復旧をしましたので、河川ブロックを積んでも、あっちむき、こっちむきでなかなか、あのう、その後つながらないということから、まあ、6割、7割壊れていましたので、あのう、ある程度法線、勾配を決めて、そのう、河川幅も決めて、まあ、査定とはちょっとあのう、違うんですが、あのう、こう平行にらせんを打って積んでいこうということで、あのう、やられたというのが、ええ、当時の災害復旧で、まあ、将来それに続いて被災した場合は、それに続いてブロックを積みば、まあ、ある程度河川として格好のいい河川になるんじゃないかなというような思いで、ええ、河川ふつきゅ、あのう、災害復旧をされたというように聞いております。ええ、まあ、そのことですが、まあ、他にね、その災害復旧したお陰で、逆にあのう、そのう、被災、今後大雨の時に被災しやすくなるといった箇所が、あのう、見受けられるのが、まあ、現状だったんです。例えばあのう、農業用施設の頭首工、これはあのう、頭首工、まあ、水をとるとこなんです、農業用水を。取水するところで、あのう、以前はまあ、農家の方が、あのう、共同で石を積んだり、あのう、松の木でせい、あのう、水をせいて、とっておられて、で、例えば大水が出た時はそれがダッと流れてある程度河川断面を維持するというような格好だったと思うんです。ところが、あ

のう、その全部流れたもんで、ええ、それもコンクリートがこんだあ復旧してもらえんっていうんで、みな申請をして、いわゆる災害復旧を、頭首工、災害復旧したと。で、結果的に、ええ、現在あった位置にそのまま造りますので、あのう、見てみますと頭首工のせき体の天端と河川ブロックの天端が50センチぐらいしかないですね。だいたい1メートル50から1メートル70ぐらいの河床高が、あのう、河川高あるのに、上50センチぐらいまで、ドーンとブロックを積んでおえ、やってある、それまあ、あのう、当時農林災害担当と、まあ、あのう、公共土木災害担当でいろいろそのう、議論をしたりしたらしいんですが、やっぱりあのう、査定の段階でそれを移動することもできず、その場で積んでしまったというんで、あのう、まあ、今回の災害、まあ、うちの近くだったんですが、あのう、まあ、そうしたところへ土石がドカッとたまって全くそのう、水は、河川はもう完全に埋まっていますんで、あのう、田んぼを流れたというような災害が起こっております。まあ、そういった箇所を、まあ、あのう、河川改修と言ってもなかなか町単独で改修事業を行うというのは無理かも分かりませんが、まあ、そういったところを、は、あのう、部分的にも改修できないかということが一つ。それとまたあのう、まあ、ここはあのう、日貫の吉原を流れておりますあのう、京羅川というの、これもたいへん急勾配な、あのう、河川でして、ええ、当時もあこ、あのう、京羅川も58災の時に7割ぐらい、あのう、決壊をしてぶろっこ、ブロックでみな直し、ただあそこはあのう、下が岩盤なめらがでておりましたので、急勾配ではあったんですが、岩盤に岩着工法でしたので、あのう、この前の雨の後行ってみますと、あのう、それが流路工になって、うまく流れてほとんど被災をしてないというような状況でした。ただ、あそこの、あそこの河川の護岸に一軒民家がありまして、民家の軒先まで、というようなところを川が通っておるんですが、あのう、そのとこだけ1メートルちょっとしか護岸高がなくて、あのう、それも決壊をして、家、家の庭をずうっとえぐってえん、家に影響がでるんじゃないかなというような災害だったのを、ブロック積んだら、今度はブロックはめげておらず、あのう、水はやっぱりオーバーしとる、家の門に立ってみますと水が、あのう、水が目の高さのところをドッと手前に流れてきて、あのう、町道から入り口の進入路の橋があるんで、そこへスッと入っていくんですが、水がここへ出てくるんです。また、あのう、まあ、おかげでこわれんかったけども、怖かったというようにあのう、言っとられました。例えばそういうところあのう、溝の擁壁打ったりするようなことはできないかなと、ほんで、まあ、これに限らず、あのう、そうしてまあ、災害復旧後、あるいはまあ、災害復旧と関係なくても一部分的にも、での改修すべきところがあるんじゃないかなという気がしまして、さい、あのう、以前からなんで、なかなか河川の方には予算がつかないというのが実状なんです、そうしたあのう、今の時代ですので、ええ、河川のそうした維持管理、か、あのう、部分的修繕等にも予算をつけてやっていただくお気持ちはないかと、まあ、そのへんについてお伺いをさせていただきます。

●土崎建設課長(土崎由文) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 土崎建設課長。

●土崎建設課長(土崎由文) ええ、護岸を越流し氾濫の恐れがある箇所について、部分的な改修を行う考えがないかというお尋ねでございます。議員ご承知のとおり、河川法の適用を受けない町支弁河川、いわゆる普通河川には、国庫補助事業のメニューなどはございま

せん。ええ、また島根県においても普通河川整備に係る補助制度は、国と同様にありません。したがって、町河川などの改修事業を行う場合は、事業費全てが町の単独経費となります。このため財政負担が大きいこともあって、これまで町河川の改修事業は行っていないのが実状でございます。ええ、部分改修を行う考えがないかとお尋ねでございますけども、町が部分的に河川改修を行うことは、保全対象が何かという問題がありますけども、ええ、可能であるというふうに考えております。ええ、治水上河川施設に問題がある場合で、民家や自治会館、集会所などの公共施設等に影響が及ぶ、こういった場合は該当すると思いますが、いずれにしても現地を確認しながら対応を検討させていただくことになろうかと思えます。また、本年度より河川修繕費を予算化しております。ええ、額は僅かではございますけども、これにより軽微な河川修繕等行うこととしております。以上でございます。

●日野原議員(日野原利郎) 議長。

●議長(山中康樹) 日野原議員。

●日野原議員(日野原利郎) まあ、あのう、なかなかええ、町単独の予算となりますんで、難しいとは思いますが、やっぱりそのへんも今後検討していく必要があるんじゃないかなという気がします。あのう、2番目の質問も若干関連をしますので、ええ、先に2番目の方に、あのう、入らしていただきます。ええ、この次はあのう、いわゆる県支弁河川にあるいは砂防河川に指定する、してもらおう考えはないかということなんですけど、あのう、まあ、さくじ、一昨日ですか、あのう、宮田議員のあのう、質問の中でも触れられました。ええ、まあ、本町の河川をと、あのう、比較的急勾配な河川と言いますか、沢、水、まあ、あのう、等があるんですけど、ええ、その後背地であるあのう、山林も最近なかなか管理が行き届かず、非常にその鉄砲水等が発生しやすい状況になっているという話が、あのう、ありました。まあ、そのとおりだというように思います。まあ、あのう、こうしたあのう、まあ、それを砂防指定してもらってある、町が、改修ができないということであればまあ、砂防指定してもらおうか、どうかしか、まあ、たぶん砂防でしょうが、あのう、砂防指定してもらってでも改修をしなければ、ええ、ならないんじゃないかなという考え、あのう、思いがするんですけど、まあ、町として今後その辺のところ精査をしながら、あのう、県へのそうした移管の方法を検討するお考えがあるかどうかについてお伺いをします。

●土崎建設課長(土崎由文) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 土崎建設課長。

●土崎建設課長(土崎由文) ええ、県営事業によって町支弁河川を改修する手段はないのかというふうなお尋ねだと思います。議員ご指摘のように県営事業による河川工事や砂防工事を計画するための前提としまして、町の管理河川であります普通河川を県河川や砂防指定地に認定していただく必要がございます。しかし、たとえ県河川とか砂防河川に認定をされましたとしても、事業を行っていただくためには、河川改修事業等の採択要件をクリアしなければなりません。ええ、国庫補助の採択要件では河川が氾濫した場合の浸水想定区域内にある民家の戸数でありますとか、農地面積でありますとか、相当あのう、高い規定がされておまして、ええ、まあ、町河川流域の小河川では採択要件をクリアするのは困難であるというふうに思っております。しかしながら島根県の砂防事業には採択要件のハードルが河川事業に比べれば比較的低い県の単独事業がございますので、ええ、このよ

う、この採択に向けて、県に対して要望していきたいと思います。今回の災害で氾濫したあのう、先ほど議員が言われましたような、ええ、町管理河川、鹿子原川ですとか、京羅川、そのようなところですね、想定に入れながら、県の方と相談をして、ええ、何らかの支援をお願いしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

●日野原議員(日野原利郎) 議長。

●議長(山中康樹) 日野原議員。

●日野原議員(日野原利郎) はい、まあ、あのう、まあ、非常に前向きのご答弁をいただきましてありがとうございます。あのう、まあ、今回の災害であのう、勝地川が砂防指定を受けて、改修されることになっております。まあ、あのう、私も行政マン、マンでしたので、言いたくはないんですが、あのう、交通安全施設にしてもこういったあのう、改修にしても何らかの被害が発生せんと、いごかんという〇〇（聞き取れず）、今はああしてゲリラ豪雨がいつどこで発生するかわからんような状況ですんで、まあ、そのへん見極めた上でやはり安全、安心のあれをしていただきたいというように思います。ええ、まあ、本町あのう、砂防指定河川、まあ、僕も何件かは知っとるんですが、あのう、お聞きしましたところ、あのう、出羽川関連で22河川、で、濁川関連で11河川、まあ、その他八戸川関連もあるんで、これ、日貫地区の福原川であるとか、ひわがわ、日和地区の日和川含めて結構な数、あのう、指定をあのう、受けております。ええ、これあのう、またこれ一つの例なんです、矢上地区の砂田川、あのう、鹿子原にあります砂田川なんです、ええ、これも当初、あのう、平成15年に指定を受けて、その後平成18年、21年と少しずつ延長されて現在の今の広域農道との交点から上流が砂防指定をされておるわけです。あのう、ちょっとここで話は余談になるんですが、あのう、砂田川というのは、まあ、今ああした形で砂防えん堤を造っていただいて、ええ、あのう、広域農道までが県の砂防指定、その下は町の、町支弁河川ということで、なっております。ええ、当初、おう、いわゆる砂田川、ありよすなだ、名前はないんですが、どうもあんとき河川台帳もはっきり整備されてなくて、本当はあの水は香木の森のクラフト館の横を流れております水路がありますが、あそこを流れるのがほんとうの水利権で、で、58災壊れたときにはその林道が、林道とその水路が並行して降りとったんですが、その突き破ってあのう、今で言う砂田川の方にドッと流れてたいへんな被害が出たということで、もうあっさりつけ替えたら、あのう、砂田川、その方が自然の流れとしていいんじゃないかということだったんですが、やっぱりあのう、当時地元の関係者の方は、まあ、水利権等もありますので、ええ、当初の元通りにしてくれということで元通りにされました。ええ、その後まあ、やっぱり、あのう、雨が降る度にそうなるんで、危ないじゃないかということで、ええ、指定をさらに18、21とされて、今の形になったわけです。ええ、砂田川も最初言いましたように、あのう、ここも7割、6割、7割、あのう、被災を、58災の時したんですが、これも3メートルから5メートル、法長で3メートルから5メートルぐらいのブロックをどんどんどんどん積んでいったんですが、今回の災害で、あのう、その間に4メートルのきよ、橋があります。ほいでコンクリートの橋台、コンクリート橋。コンクリートの橋台が傾いて両側のブロックがバタバタバタバタみな倒されました。で、まあ、いろいろ考えるんですが、当時砂田川というのは流域が非常に狭かったん、か、上流の、ところがあのう、その雨で決壊をして、流域がカッと広がってみず、水量が増えたというように、あのう、

聞いとるんですが、あのう、その水が、まあ、今回の災害もそのう、その流域が広がった  
すい、水でドーンときたのが、あのう、いわゆるこの県のさぼ、砂防指定できれいに改修  
をして、ええ、広域農道まで直しました。ところがその下は、あのう、町支弁河川です  
で、今の単災直しただけですが、ええ、ここへドツとその水が流れて、今の下を全部洗  
ってブロックが倒れ、橋台はた、あのう、傾きあのう、なったんです。それが挙げ句の果  
てに、先ほどはじ、最初話した頭首工の件も、その頭首工へみな土石がはいっ、たまって、  
河川は埋まって、よそを流れる田んぼを水がながれるというような格好になって、なっ  
たんですが、結局私が言いたいのは、あのう、要する、その58災の時に、あのう、1軒  
家がちか、あのう、床下浸水をしました。まあ、あのう、そういうのもあって上へ砂防指  
定していただいたりしてやったんですが、その下流が駄目なんで、あのう、こん鹿子原川  
沿いにも今あのう、何軒か民家もあります。もちろん今回の災害でその1箇所の頭首工の  
あれ、あのう、オーバーしたということで、約70アールが今年作れないということで今休  
んで、あのう、おるんですが、まあ、例え農地とい、先ほどありましたまあ、公共施設  
であるとか民家があるとかいうような、優先的にやりますということだったんですが、  
まあ、農地といえどやっぱりこのう、この地域によれば、あのう、要する生活の基盤  
であり、あのう、毎回毎回ああしてオーバーをして、ええ、水が入るようではもう  
やる気がなくなると、いわゆる営農意欲、生活意欲の減退にもつながるという  
ように考えるわけです。従いましてあのう、上流が直ってもやっぱり下流がし  
っかり直らんとほんとうそじゃあないかなという気がしております、ええ、  
今回あのう、の受けて、要するに濁川の合流点までいわゆる指定延長を  
してもらおうお考えはないか、まあ、そのへん、ちょっと政治的なこと  
を含めてちょうさん、町長さんそのへん必要ないですかいねえ。お願いします。

●石橋町長(石橋良治) はい議長、番外。

●議長(山中康樹) 石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) まあ、今あのう、課長答弁したようにかねこばら、鹿子原川  
については砂防指定の形で今話を進めているわけでありましてけども、まあ、  
あのう、砂田川からずっとこう延長してという話だと思います。ええ、  
あのう、まあ、議員がおっしゃること私もよく分かります。上が良くなればなる  
ほど、下が今度はダメージがくるっていう話、で、そういう実態をよく我々も  
つかんで、ええ、ま、今回私のそのう、鹿子原の実状がよく分かって  
ますけども、そういったことをやっぱり県に訴えていきたいなあとまあ、  
こういうふうに思っておりますのでよろしくお願いします。

●日野原議員(日野原利郎) 議長。

●議長(山中康樹) 日野原議員。

●日野原議員(日野原利郎) はい、ありがとうございます。まあ、あのう、  
当局のほうでそういうに考えていただくんであれば、あのう、地元として、  
ええ、みんなでご協力をさせていただきますんでなにとぞよろしく  
お願いしたいというように思います。まあ、あのう、いろいろ、いろいろ  
いうか、まあ、一つの例をとって話をしたんですが、ええ、やっぱり  
あのう、先ほど言いましたように本町全般をみても裏山があつて、  
今回もちいさな沢から出て、庭の方へ土石がダーッと入ったという  
ようなところも何箇所か見受けられます。まあ、そういったのを  
含めてできるだけ事前にそういったぼう、あのう、いわゆる防災の  
面で、事前にそういうことをハード、ソフト面について両方面から  
こう、しっかりやってい

ただきたいというように思います。まあ、あのう、今危機管理課を中心にこれ防災マップ等で地域のそういった、あのう、防災に向けての意識を高揚したり、こうしとるわけですが、あのう、やっぱりいろんな情報入れていただいて、必要なところは事前にハード面からも町民の安全、安心を図っていただきたいというように思いますので、ええ、よろしく願いいたします。以上で、ええ、河川についての、河川改修についての質問を終わらせていただきます。ええ、続いてあのう、有害鳥獣対策についてということで挙げさせていただきとります。まあ、これあのう、昨日石橋議員がかなり細かく質問をされましたので、特に私の方からないんですが、ただ、あのう、私が言いたいのはこの二番目であります。ヌートリア、カラスというように書いてありますが、ええ、ヌートリアもカラスあるいはそのう、まあ、まだこのへんは少ないようですがハクビシン、あるいは、アライグマ、まあ、これ今益田の方ではどうもかなり増えてきて困っておるというような話は耳にしたことがあるんですが、あのう、こがあして、あったかくなるかようき、だんだんこっちも増えるんじゃないかなという懸念が、あのう、されます。まあ、こうしたあのう、有害な小動物、この駆除、これについてあのう、今あのう、町のしょう、奨励金はあのう、さ、イノシシ、サル、シカ、このう、しかでてないわけで、わけですが、どうもあのう、聞きますと、あのう、JAあるいは共済組合から若干そのう、助成金というのが猟友会の方、流れておって、今まであったそう。で、そいで中からまあ、いろいろ取り組みをしてカラスであるとか、あのう、ヌートリアについて、あのう、会員の方に奨励金という形で出しておったというように聞きました。まあ、これがどうも今回無くなったというんで、これ、捕っても何にも出ないわけです。ただあのう、実施隊が編制されました。実施隊には日当がでます。ただ、じじ、そのぐらいじっしたい、実施隊員というのは、あのう、まあ、や、矢上地区で3人ですので、各地区2人から3人程度というように思います。で、あのう、他の猟友会の会員の方があのう、カラス駆除であるとかヌートリアの駆除をした場合は出ないということになるわけです。そのへんあのう、まあ、町も予算も伴うことですので、大変でしょうが、そのう、このう、有害小動物駆除、これもほっとけばどんどん増えてどうしょうもない、ないようになるんじゃないかなという気がするんですが、あのう、まあ、このへんの駆除の、に対するそういったあのう、報れい金といいますか、そういったことも今後検討していきたい、ただきたいというように思うんですが、いかがでしょう。

●植田農林振興課長(植田弘和) 議長、番外

●議長(山中康樹) 植田農林振興課長。

●植田農林振興課長(植田弘和) ええ、ヌートリアとカラス等への報奨金がつけられないかというご質問なんですけども、ええ、現在邑南町で捕獲奨励金をつけている鳥獣として、いたしましては、先ほどおっしゃいましたようにイノシシとサルとシカの3種類がございます。これにヌートリアとカラスの追加ということなんですけれども、捕獲奨励金をつけているものにつきましては、あのう、出没の頻度が高いもの、それから被害が発生した場合の規模や損害額が大きいもの、個体数が増加しているというふうに思われるもの、ええ、個々の農家で対応するには危険が伴うもの、それから捕獲することによって被害の軽減が期待できるもの、いったような基準で判断をしております。ええ、また、捕獲をするという判断の前には、自衛の方法はなかったのかといった検討ですとか、野生の鳥獣が近づきにくいような環境整備がなされているかといったような点検も必要だというふうに考え

ております。以上のような点をふまえてヌートリアとカラスについては捕獲奨励金をつけないという判断をしているわけでありますが、ああ、被害が出たような場合には、農林振興課なり、ええ、各支所にご連絡をいただきますと、ええ、実施隊の方に現場を確認いただいて、対応方法なり、自衛の方法なりをアドバイスしていただくことができますし、必要に応じて実施隊員による捕獲の手続きもとることができるようにしております。それであのう、他にも先ほどハクビシンですとか、アライグマといったこともおっしゃったんですけれども、このヌートリアとアライグマとこれらのものは、あのう、外来生物ですので、あのう、非常に天敵がいらないということもあって、今後被害が拡大したり、生息数が増えるということ心配されております。ええ、平成25年には5頭のヌートリアの捕獲実績、22年は2頭の捕獲実績ということで、現在のところはまだ7頭なんですけれども、ええ、今後そういうこともまあ、見通してですね、駆除にあたっては実施隊の活用をお願いしたいというふうに考えております。

●日野原議員(日野原利郎) 議長。

●議長(山中康樹) 日野原議員。

●日野原議員(日野原利郎) あのう、今のヌートリアの捕獲頭数を7頭、あのう、おそらくそれぐらいのもんじゃないというように思うんですね。あのう、うちの周辺のまあ、ど、このへんちさなため池もあのう、いっぱいあります。あのう、そのため池ごとにおるよというように、あのう、聞いております。まあ、その周辺の実際、あのう、水連、ちょうど今頃の水連の葉っぱを食べたり、野菜はもちろんなんですけど、葉っぱをち、食べたり、そういった被害はあるというように聞いておりまして、去年はその実施隊員の方も毎朝のように電話があって、あのう、いっとったというような、あのう、お話を聞きました。あのう、確かにあのう、まあ、ちょう、町として、そのしょうかく奨励金を出すというのはいろいろやっぱりあろう思います。カラス一羽一羽ほいじゃあどうするんかと、まあ、むかし、あのう、合併前の町村でカラス一羽でなんぼというようなときもあったんじゃないかなと思うんですが、あのう、まあ、それも難しいと思います。あのう、それにこういった有害動物、まあ、有害鳥獣、ま、小動物含めてですが、あのう、こうした駆除には、あのう、いわゆる我々なり、行政なりがなんぼ一所懸命になってもどうしようもない点もあるわけですし、やっぱりこのう、猟友会の皆さんの協力を仰がんとこの有害鳥獣の駆除はできないということだろうと私はそう思っております。で、あのう、まあ、今回JAなり共済組合からの助成金なくなったということで、まあ、それにかわるもの、出せというのあれなんですけど、あのう、やっぱりそのう、猟友会の皆さんでなんとかお願いをして、そうした有害鳥獣の駆除にご協力お願いするという意味で、町としてなんらかのそのう、猟友会等々話し合いをしながら、あのう、猟友会の方にしっかり協力をしてもらおうと、いうことを、まあ、今までもいろんな猟友会の総会等も出られて話はされたと思うんですが、そのへんあのう、猟友会のしっかりご協力を仰ぐという気持ちで、ええ、なんらかのことを考えてあのう、いただきたいというように思います。まあ、これについてあのう、ご答弁をいうてもやっぱり難しいでしょうし、まあ、今後あのう、そのへんのところをしっかりと、実施隊員のねえ、あのう、確かにあのう、任務として一生懸命やっていただいとります。もちろんまあ、それに対する報酬もあるんですが、しっかりやっていただいとりますが、やっぱりこれ、人数がそのう、矢上地区でも3人だそうです。で、3人であちこちあちこ

ち、いつつもいつと、いつとるんで、いうことになるんで、まあ、そのへんやっぱりそう  
いったあのう、会員、みんなでこう協力しながらやっていただくようなことを、が、必要  
じゃあないかなというように思います。まあ、一つそれも加えて昨年、昨日の石橋議員の  
質問に加えて一つ有害鳥獣対策についてももしっかり力を入れていただきたいというように  
思います。ええ、今回私、2点しか通告しておりません。ちょっと時間は早いんですが、  
これで私の質問を終わらせていただきます。

- 議長(山中康樹) 以上で日野原議員の一般質問は終了いたしました。ここで休憩に入らせて  
いただきます。再開は午後1時15分とさせていただきます。

—— 午前11時22分 休憩 ——

—— 午後 1時15分 再開 ——

- 議長(山中康樹) 再開をいたします。続きまして、通告順位第10号亀山議員登壇をお願い  
いたします。

- 亀山議員(亀山和巳) 議長。

- 議長(山中康樹) 亀山議員。

- 亀山議員(亀山和巳) はい、13番亀山でございます。ええ、6月定例会一般質問の最後  
を努めます。しばらくの間お付き合いいただきたいと思います。ええ、時間の都合もあり  
ますので早速質問に入らせていただきます。ええ、今TPPにつきましては日本の農業、  
農家を守るという前提で国家間の交渉が進められております。日本も積極的にこの交渉の  
妥結をする方向で、ええ、進められておりますが、私たちの地域農業の将来に対する不安  
はそれによってますます募るばかりであります。農政も猫が目をまわすほどの変わりよう  
であります。ええ、5か年間は継続すると言っていた農地水保全管理交付金の事業は3年  
目にして多面的機能支払交付事業と一部くら替えをしてみたり、またあるいは水稻の戸別  
所得補償交付金は一挙に半額に減額となります。その財源を他の事業にあて、4年先には  
廃止するなどということが決まっております。この事業導入時に3年を目途に不作付地を  
解消しないと、あらゆる農林水産省の補助の対象から除外しますよという施策もありま  
したが、たいへん心配しましたが、今はそれはどこへ行ったのやら、さっぱり話も出てきま  
せん。で、一方で、本町では、ええ、町長肝いりのA級グルメ構想、これは地域の農業の  
あり方も含め進められておりますが、先日来の一般質問の中に町民の中からの声が、と  
してわしらにゃあ、関係ないとか、よそのことよという声があるとのことでありました。こ  
れは多くの農業の生産現場で将来像を描けない状況が続いているそのことの現れではな  
いかとも思います。ええ、本町の農業関係の事業では集落営農や担い手確保対策に力を入  
れておりますが、農地の維持保全や農地を集積する場合の課題と対策、そして主要施策のA  
級グルメ構想とこの町の農業の連携をもっと図る必要があるのではないかの思いから、  
その2点を要点として、今回は質問したいと思います。ええ、まず、農地について農業委  
員会会長に伺います。ええ、農地政策の根幹を担う農業委員会では農地の維持保全に日夜  
尽力されていることと承知しております。ええ、2年前の3月の定例会においても同様の  
質問をしておりますが、耕作放棄地の増加がますます想定される今日、再生かあるいは、  
ええ、放棄と通告しておりますが、整備するのか、どちらの道をとろうとされておるの  
でしょうか。その時に答弁でありました、再生可能地は85ヘクタール、再生不可能地は2  
64ヘクタールと伺っております。農業委員会として今後どのようにこれを取り扱おうと

されておるのかをまず伺います。

●**田中農業委員会会長(田中正規)** 番外。

●**議長(山中康樹)** 田中農業委員会会長。

●**田中農林委員会会長(田中正規)** ええ、農業委員会の使命の一つとして、ええ、優良農地を守っていくと、これは大きな命題であります。荒廃農地の取り扱いについてでございますが、毎年1回農業委員会が利用状況調査と町が行う荒廃農地調査を実施しております。遊休農地を確認しております。25年度昨年の調査結果でございますが、再生利用が可能な農地、98.7ヘクタール。ええ、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地、246.1ヘクタールでございました。ええ、24年度と比較してみますと、再生利用が可能な農地が6.3ヘクタール増えております。また再生利用が困難であるという農地が12.4ヘクタール増えております。まあ、その他にも荒廃農地には該当しませんが、維持管理のみを行っているような低利用の農地も数多くあります。ええ、高齢化による労働力不足や農地の受け手が近隣にいないなど、荒廃農地は今後も増えるであろうというふうに考えております。ええ、主に荒廃農地となっているのは圃場整備の未実施田、ええ、有害鳥獣の被害対策が必要でございます。多くはあのう、条件的に不利な農地が大半を占めております。再生利用が非常に難しい状況であるというふうに考えております。ええ、そこで荒廃農地の再生化を放棄するのか、判断するには町、農業委員会とは農地に対する認識を共有し、集落等地域の話し合いをうながして、所有者や地域関係者の意向を確認しまして、それからどのような判断をするかというふうにしたいと思っております。ええ、再生利用を目指す、守るべき農地としての再生を、再生を行う農地と目指さない農地、これを二つに分けて判断をしたいというふうに思っております。ええ、再生をねざ、目指す農地、農地で耕作者がいない場合は農地中間管理機構等を活用して担い手の利用集積をすすめ、農地の有効利用を図っていききたいというふうに思っております。また農地としての再生困難な農地や農地としての再生を目指さない農地は非農地の判断を行い、ええ、農地以外の有効な利用を検討してまいりたいというふうに思っております。

●**亀山議員(亀山和巳)** 議長。

●**議長(山中康樹)** 亀山議員。

●**亀山議員(亀山和巳)** はい、今答弁いただきましたように、再生可能な農地、再生不可能な農地ともに、ええと、増加の傾向にあります。ということは耕作されていない圃場が増えてきておるという結果かと思えます。それで今答弁いただきましたように、整理をする、例えばあのう、再生不能地は非農地として扱うように整理していくということでもありますので、それを進めていただくようお願いしておきます。それで、それとこれまでは米の生産調整の実績カウントに利用できるからという理由で、先ほども言われた再生不可能と思われる農地が水田細目書にたいへん多くの筆数がまだ残っております。今では生産調整のカウントは転作面積ではなく、米の作付面積の割り当てになっておると思いますので、このう、ああ、再生不可能な農地をいつまでも台帳の上に残す必要はないのではないかと思います。先ほど委員長の、ああ、会長の答弁にもありましたように、こういった面でも農地の整備をして、守るべき農地、整理すべき農地を、ええ、はっきりしていくことも今後重要なことではないかと思いますが、このことについて農林振興課あるいは執行部の見解がありましたら、お答えいただきたいと思います。

●植田農林振興課長(植田弘和) 番外。

●議長(山中康樹) 植田農林振興課長。

●植田農林振興課長(植田弘和) ええ、農地の中で守るべき農地と整理すべき農地をしっかりと区分すべきではないかというご指摘でございましたけれども、ええ、この度の農政改革の中で、ええ、農地中間管理機構の設置に関連して、ええ、農地台帳の整備ということが出てまいりました。ええ、まあ、義務付けをされたわけですが、先ほども会長の説明の中にございました、町と農業委員会とが、ああ、農地に対する認識を共有するんだと、こういうことがございます。農業委員会の方で先ほどの農地台帳を義務付けになって整備するということになれば、ああ、町としても、ああ、同じ目線で、ええ、あたっていかなければ、情報を共有していかなければ物事はスムーズに進まないんだと思いますので、そういった面では、農地台帳を整備したことによって、ええ、関連する営農計画書なども含めてですね、ええ、整理がされていくものだというふうに思っております。

●亀山議員(亀山和巳) 議長。

●議長(山中康樹) 亀山議員。

●亀山議員(亀山和巳) はい、そういった整備が早期にされることを望んでおります。ええ、それではここで、農地の保全、再生をすることについて考えてみたいと思いますが、ええ、米の生産調整事務が主体であります農業再生協議会の活動状況であります、これの26年度の通常総会の資料という形で産業建設常任委員会へその活動状況が報告されておりました。協議会は三つの部会をもって、農業生産振興部会、担い手育成部会、農地保全部会に分かれて事業を進めており、おられる、ええ、進められております。これは農業を進める上で、大きな三要素の一つであろうとも思いますが、農地保全部会の耕作放棄地再生の活動が昨年は全くなされていないように見て取れることが、見て取れました。ええ、この原因の説明と今年度の協議会の方針について伺います。

●植田農林振興課長(植田弘和) 番外。

●議長(山中康樹) 植田農林振興課長。

●植田農林振興課長(植田弘和) 農業再生協議会の中での耕作放棄地部会の活動、今年度の活動と全体としてのその活動の方針ということでございましたけれども、ええ、耕作放棄地の部会の方の事業と言いますのは、その年度に事業希望があった場合に発動されるという事業になっておりますので、ええ、今年度の場合は、ああ、今のところまだ希望が上がっておりませんので、ええ、希望が出た段階で、ええ、事業が始まるということになるかと思えます。それから全体の再生協議会としての今後の方針ですが、ええ、事業内容は先ほど議員おっしゃいましたように、三つに分かれておまして、ええ、それぞれの事業をおおむね今年も行っていきますけれども、ええ、その中で特にあのう、農業振興の部会の方ではこれまでは生産調整の割り当てなどの業務を主としてやっておりましたけれども、これが29年まで、で、30年以降はそれが今度は作付面積の、ああ、作付け、ああ、生産数量の割り当てではなくて、ええ、そこそこの町で、あのう、生産者と一緒になって考えていくということになりますので、その時点ではかなりそのう、作付け目標を自分たちで定めていくという事業が大きなウエイトを占めていくようになるのではなかろうかというふうに考えております。

●亀山議員(亀山和巳) 議長。

●議長(山中康樹) 亀山議員。

●亀山議員(亀山和巳) はい、ええ、最初に答弁いただきました再生可能できる耕作放棄地が97.8ヘクタールある中で、農家がそれを再生したりして、新たにあのう、農地を守ろうという動きが今のところ感じられないという結果だと思います。今ある農地を守るのが精一杯の状態ではないかと思っています。特に中山間の直接支払制度は今年度が5ヵ年の最終年度になりますが、ええ、当方の、で、いろいろ意見を聞いてみる中では、はあ、今年いっぱいあの田、この田の、は、はあ除外するんでと、あの家の田んぼはもう除外してもらおうとというように、5年間これまで維持してきたことがやっとだったと、今後はそれを維持していくことができんという話も出ております。それが先ほど会長が、田中会長が申された大変へんぴなところ、条件の悪いところではなく、連端地の田んぼでもその耕作者が耕作できないという維持管理ができないという状況も現れております。こうした農地を維持管理していくのにはなんで農家の方がそれだけ、あのう、積極的になれん、あとすだりされるかということにはこの維持には、維持管理していくのにはたいへんな労力を必要としておるということだと思います。今後困難な状況が予想されておりますが、水田についてみると、水田細目書に登載されている1600ヘクタールの内の中山間地域等直接支払や農地水保全管理支払では1500ヘクタールが維持管理されている状況で、100ヘクタールは自己保全なり、のような形で維持管理されていると思います。今後それがますます先ほども言いましたように、増えるような状況の中で、維持管理の負担軽減が喫緊の課題ではないかと思っています。いかに負担が大きいかという一例について、ええ、資料でみますと、お隣の浜田市の旭町がちょっとこれ、データは古いんですが、調査をされとります。10アールあたり水稻を作付ける場合の労働時間をあのう、調べておられますが、草刈りの負担がたいへん大きいということです。全、労働時間に占める草刈りが26.2%、その全労働時間の中には水管理も含まれておりますので、水管理は日々の軽作業としてみますと、これが16.4時間あるんですが、それを除きますと田植え、あら起こし、代かきとそういった基幹作業の中で草刈りの時間が60%にも及ぶんです。これは今後、農地を保全していくのに中核農家、あるいは担い手、集落営農で維持していくのにはたいへんその負担がそのまんまそこに、おし、あのう、のしかかってくるわけです。そこで、ええ、今度は農林振興課でもっとられます農林総合事業、これは23年から25年が一応の目途での要綱でしたが、今年度26年度を迎えるにあたって、新たな取り組みがされておるのではないかと、また、ええ、今の農地の維持に関する負担軽減のための低減策として一つ提言さしていただきたいのは、ううん、畦畔管理の省力化事業をその要綱に加えていただけないかということです。ええ、旭町ではそういった資料を基に本郷地区において、カバープランツを導入されてたいへんいい成績を上げておられます。本町でもその取り組みをした経緯はありますが、なかなかそれがうまいこといかんかったことで、それは本町では目の目を見ることはありませんでしたが、これを今では種子を吹き付ける方法によって、かなり簡易な方法でできます。そしてそれは初年度、2年度はから、あのう、管理が必要ですが、それ以降は年1回草を刈るぐらいなことで、畦畔の維持管理ができるそうです。で、これをもっと研究して、この邑南町のこの中山間地域の農地維持のため、農地維持、保全のためのええ、施策になるように検討していただけないものか、その点についてお伺いいたします。

●植田農林振興課長(植田弘和) 番外。

●議長(山中康樹) 植田農林振興課長。

●植田農林振興課長(植田弘和) 畦畔の草刈り作業を軽減するために、芝などを植栽する事業を町単独で実施できないかというご質問でございますが、ご指摘のように邑南町のような中山間地では管理する畦畔がたいへん広がっておりますので、農家の皆さんの負担が相当なものになっているというのは実感をしております。ええ、しかしながら、現在のところご質問のように、取り組みが可能な補助金が見あたらないということがございます。そこで、農林振興、ああ、農林総合事業のようなこの町の単独で、メニューに加えられないかということでございますが、ええ、まあ、農林総合事業の場合にもおおむね補助率が3分の1というふうになっておりますので、残りの3分の2の部分は皆さんで地元負担していただくということになります。そこで、もう少し有利なものはないかということになるかと思いますが、ええ、町内であのう、広く取り組んでいただいております日本型直接支払制度の多面的機能支払、ええ、昨年までは農地水管理保全向上対策と言っておりましたけれども、そのメニューの中に、そういった取り組みに充てることができるものがございます。ええ、こちらの交付金でありましたら、ええ、補助金以上にこう有利に取り組んでいただくことができます。ええ、事務局のあのう、緑ネットにも問い合わせをしてみたことがございますが、あのう、さらにこの取り組みを広げていきたいという考えをもっておられるようでして、県内にも十数例取り組み事例があるようでございまして、紹介をいただいておりますので、そういった事例を参考にさせていただいて、ええ、取り組んでいただきたいと思います。ええ、過去に農業活性化支援センターでですね、町内で実際にその種子を吹き付けるというモデル的な実証を試みたことがございますが、その時には、あのう、先ほど議員おっしゃいましたように、確かにあのう、うまくいかなかったという、まあ、結果になってしまいました。ただ、それはあのう、どういったことがその原因なのかというのもその実証を通していくつか問題点が見えてまいりましたので、ええ、皆さんに取り組んでいただけたときにはそういった対策も含めて、あのう、いろいろ情報提供させていただくこともできるんじゃないかといふふうに考えております。

●亀山議員(亀山和巳) 議長。

●議長(山中康樹) 亀山議員。

●亀山議員(亀山和巳) はい、ええ、前向きな答弁をいただきましたが、多面的機能の支払交付金については、今の金額はかなり相当額が入ってくるわけですが、特に向上活動についてはもうこれまでの計画の中で施工する場所が、金の使い道は決まっとってみたい、共同活動の中でも二つに分かれとって、これはこういうふうに使わにゃいけんですよ、こっちはこう使わにゃいけんですよ、また制限もあつたりします。それと集落単位とかその協定内でやると協定がちさい場合は金額も少のうあります。ですからなかなかそれだけで対応できるというふうにはいかんかとも思います。ええ、私が直接聞いたわけではないですが、浜田市の場合は一部それに市としての援助をして、それで中山間直払いなり、今の多面的機能の支払の補助金を充てたり、それから個人の畦畔をあのう、直すという、整備することなので個人負担も一部いただいたりという、そういった形で前に進めとるということがあります。それともともとこれは四国のだるま製紙さんという会社が特許をとったりして、やっとなられますが、それでなくてもこの郡内のその吹きつけ業者さんによって種

子を特許でない種子に変えるところでも安易、簡単にできる方法がある。また例えばアグリサポートのような団体がその吹きつけの機械を準備するならば、種子の購入、資材の購入だけで町内いろんなところへこれが広げられるのではなかろうかと思います。ただ、さっきの答弁のとおり集落のその事業だけに任せるということになしに、農林振興課としても積極的にその研究を進めていただきたいと思います。この農地、畦畔に対する負担の軽減は有害鳥獣対策と同じようにこれは今後しっかり取り組んでもらわんと、農地を維持していくのはますます困難になるのではないかと思いますので、そのことを要望しておきます。それでその中でさっきあの聞いた中で、あのう、聞き方がわりかったんですが、この、ええ、農林総合事業ですよ、これはこれまでに進める中でメニューとして上がったものが途中でなくなってみたりとか、いろいろ変更もありますが、要綱が全然変わらんまんまで、あのう、インターネットに載っておったりします。そこで26年度に向けて、この前産業建設の常任委員会の資料をみしていただいたりしたところでは、ええ、その中のメニュー、循環型農業支援事業の堆肥の散布の、言いますか、堆肥を購入した補助金がこれまではトンあたり1500円を補助しておったのを、1000円に切り下げることが提案されておりました。この理由について、ああ、分かりやすく説明いただけないでしょうか。

●植田農林振興課長(植田弘和) 番外。

●議長(山中康樹) 植田農林振興課長。

●植田農林振興課長(植田弘和) 農林総合事業の中の堆肥の助成に関する部分の説明ですけれども、ええ、トンあたり今まで1500円だったものを1000円にするという部分だけが先行してしまいましたので、ええ、少し説明が不足しておりましたので、補足させていただきますけれども、ええ、堆肥の利用を進めて町内で土づくりをもっと重点的に進めていきたいという思いがございます。そのために皆さんに堆肥を使っていただくように、もっと使いやすくなっていいただくようにするために、どうしたらよいかという検討をいたしまして、ええ、堆肥を生産しておられる皆さんとか、いろんな意見を聞きました。その結果ですね、ええ、堆肥を皆さんがなかなか使っていただけなくなったのは、まあ、様々な要因はあるんですけれども、ええ、皆さんがなかなか堆肥を自分で散布されるということが非常に難しくなっているということがございました。また、自分でまあ、取りに行ける方も、まあ、高齢化によって、ええ、難しくなっているというようなこともございまして、この度堆肥を、堆肥に対する単価の部分500円引き下げたのを財源にして、ええ、堆肥を今度は散布する部分、運搬する部分を散布する部分に対しての補助を別枠でつくってはどうかということを考えております。それで、ええ、全体としての堆肥の、堆肥への助成というのは総額では維持をしたいというふうに考えております。

●亀山議員(亀山和巳) 議長。

●議長(山中康樹) 亀山議員。

●亀山議員(亀山和巳) はい、今の説明はうーん、堆肥を振ることを勧める、勧めたいという思いから1500円が1000円になったというのはちょっと理解しがたいところがあるんですが、1500円のまんまで置いて、散布の補助金は散布の補助金でまた付け加えた方が、まず、あのう、もっと広がるんじゃないかと思います。それでこの堆肥の問題につきましては、ええと、これから今の、さっきの農地の保全のことと含めて、今後の

この邑南町の農業を考える上で大きなウエイトを占めるのではないかと思います。そこでちょっと長くなりますが、ええ、きのうの町長の答弁の中にも、農政、町の農業施策は原点に帰らにゃいけん、土づくりをもっとせにゃいけん、堆肥づくりがおろそかになつとるんじやなかろうかという答弁がありました。そういったことからすると、これから私が提案することも理解していただいて積極的に取り組んでいただけるのではないかと期待をして、ちょっとあのう、私の提案をしてみたいと思うんですが、ええと、この農業はこの町の基幹産業だと言われて、農用地を維持保全して次の世代に引き継ぐために、私たちは中山間の直接支払や、農地水保全管理支払などの国の支援を受けながら、町、地域、農家はそれぞれの役割をもって、日々悪戦苦闘しております。本町においては地産地消、農林商工連携ビジョン、六次産業化などを根拠にしたA級グルメ構想を立ち上げて、関係者各位の努力によって国の地域活性化優良団体に山陰両県唯一の選定をされるという名誉を得たことは、町民あげて喜ぶべきことだとは思いますが。他にも各方面から評価を得て、石橋町長始め担当職員が講演に出向くこともあったようですし、ええ、記事を見ますと、B級なんて生産者に失礼、A級グルメで注目を浴びる島根県邑南町、そういったタイトルでの記事も出ておりました。その中ではその担当職員をスーパー行政マンとも高く評価しております。また石橋町長は無投票で3選当選されたときに、町民の豊かさを追求してA級の町を目指すんだと語っておられました。それ以降もマスコミにA級グルメの事業展開がいくども取り上げられて、全国に邑南町を発信することができて、行政視察も後を絶たない状況にあります。しかし、冒頭述べましたように、先日から的一般質問において、町内の声として、わしらにゃ関係ないという声が聞こえるのは寂しいことです。そいで、これはなぜでしょうか。ええ、4月4日の山陰中央新報においてもこのA級グルメを取り上げた記事の中で、産業振興を進めるには足場固めが不可欠だと、ええ、も、指摘されております。この原因は様々なことが想定される中で、今はA級グルメと農業の関係から考えてこの飽食の時代に、今後農産物の差別化が進む中で、このA級グルメ構想と我が町の農業を関連づける施策にもっと力を入れるべきではないかという提案をしてみたいと思います。ええ、A級グルメ構想では安心、安全な農産物の地産地消、販路拡大およびブランド化を言っておりますが、具体的な目標として、それは出てきません。町民の皆さんからA級グルメはなんならいうて聞かれたときにそれはなあいうて、さあ、A級グルメの計画書なりを見てもみますと、農業を農業者は実際どうするんかということが、具体的にさ、見あたらんのです。あのう、起業家を増やすとか、ええ、観光入り込み客とかいうそういった目標はありますが、直接農家が、ほいじゃあ、こうするんだという目標が私も見つけることができませんでした。ですから、町民の方もわしらあにゃあ関係ない思うんだ、ありや人のことだという声が出るのかなと感じました。だからこのA級グルメの目標は、には農の目標を、これはまた農の担当があげなく、掲げなければならないのではないかと思います。町の農業施策に具体的なA級グルメを今掲げるべきだと思います。ええ、具体的な例として、二つをあげてみたいと思います。まあ、こういったことはこれまでも進めておると農林振興課長、町長はおっしゃるかもしれませんが、このこととA級グルメとを町民の方は頭の中でつなぐことがまだできんの、私たちもですが、できんのかなと思います。一つ目にはエコロジー農産物の推奨です。それにはエコファーマーをもっともっと増やすことです。安全、安心な農産物、また差別化に耐えうる独自の農産物はA級グルメの構想にも通じるも

のがあると思いますし、町内ではすでに産直市みずほ企業組合が産直塾を開いて、エコファーマーの育成を図ったり、北の里ファームなどの農事組合法人で取り組みも進んでいます。その取り組みの輪を広げる支援、行政としての支援、宣伝がもっと必要ではないかと思います。もう一つは安定した栽培環境のために圃場の土づくりがあります。先ほどもかけました堆肥のことにもつながりますが、良質の堆肥を圃場へ投入することやハーブ米のような緑肥を圃場にすき込むことは循環型農業、この普及促進にはこれから、これもA級グルメ構想につながると思います。この土づくりに力を入れることは旧石見町の農業施策の大きな柱だったのではないかと思います。あのはらみちをさんの漫画に見れるように、この大根を抱えたあの笑顔の漫画ですが、そういった取り組みが旧石見町では積極的に進んでおったのではないかと思います。私たち瑞穂町から、前にも言ったことがあります、瑞穂町の住民としてはこの石見町行ってみると、かなり圃場へ堆肥をふっとられる農家の方の姿をよく見かけました。機械散布もありますし、あのう、高齢者の方が手で散布される姿を見ました。実際これからA級グルメ、農業をあのう、持続可能なものとしていくのには、これを今一度見直す必要があるのではないかと、昨日町長がそういったことを言われたので、これは町長の思いはここにあるなと感じました。そこでエコファーマーと土づくりでもっと持続的な農業、元気な農家を邑南町に残すため、そして、A級グルメ構想を全町的な事業として、あのう、観光協会が出しておりますこのパンフレットですが、これにもうたってあります、町民総参加でA級グルメのまちづくりをとというのがうたってありますが、そういった運動に発展するように、観光協会のトップまたいろんな農業の協議会のトップ、むろん邑南町のトップであります町長のリーダーシップ、また発想力を生かしてこの農業とA級グルメとをつなぐ方法を今一度検討いただけないものか、町長の所見を伺います。

●石橋町長(石橋良治) はい議長、番外。

●議長(山中康樹) 石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) これまあ、あのう、農林振興課あるいは商工観光課だけでやる事業でございせんので、まあ、あのう、私の立場から、しかもこれは農商工連携ビジョンの中からでた食と農を切り口とした取り組みでございしますので、ええ、私の思いもまあ、聞いていただきたいと思いますが、ただあのう、亀山議員がおっしゃったことと私の思いというのはほんとに一致するなあとというのが今の実感です。ええ、まあ、そういった内容を少し述べたいと思いますが、あのう、やっぱりA級グルメの目的、意義というのは、ああ、これはあのう、いろんな意味でのそのう、A級のまちづくりの起爆剤だというように思ってます。ええ、それはやっぱりA級グルメを行うことによって、もちろん農業振興、大事。人づくりもやる。あるいは暮らしぶりを豊かにする、あるいは安全な食品を食べて健康になる、そういった意味で正に町民総ぐるみの運動だろうと、まあ、いうふうに思ってるわけです。ええ、ただその前提となる、やはり邑南町の農産物、私どもは今まで先人の方々が努力されてこられたすばらしい農産物、これはやはり、ま、米もそうでありますけども、ええ、いろんな農産物がA級だということを前提にですね、やっぱりこれをいかに食していただくかということ、まあ、から始めてるわけでありまして。そういう前提があるわけでありまして、やっぱりここ23年から始めてまだまだ冒頭に言いましたような目標を掲げておりますので、やっと3合目ぐらいにきたのかなあという思いですね。で、

あのう、農産物がA級だから、とにかくまずは地産外商、よその方々に邑南町のほんとにこういった物を食していただいて、ええ、邑南町っていうのはすばらしいねっということ、まずは入り込み客を増やしたりあるいは定住の方を増やしたりというのが当面の目標でやってるわけでありまして。ええ、そういう中で前提としておる農産物にやや今陰が見られるのかなあと、まあ、これは今亀山議員がご指摘をされたとおりであります。で、これはあのう、やっぱり高齢化等々で生産者のやっぱりいろんな問題が出てきておるわけだろうというふうに思いますが、ここが崩れるとA級グルメっていうのは全然成り立っていきませんので、やっぱりここは基本に立ち返って、ええ、議員がおっしゃってたような、私も言ってますけどもやっぱり土づくりということをやっついていかないとこれは非常にまずいのかなあと、特にあのう、米が主流で、あのう、邑南町の場合は主流でございますけども、この私、この米のですね、品質を25年産米をみてですね、がっくりきたわけでありまして、まあ、議員もご案内のとおりだと思いますけども、邑南町のいわゆるハーブ米、特産米ですね、これが1等米比率、これはあのう、まあ、JAに拠出する分の、あのう、比率でありますけども、瑞穂支所は78.6%。もうおそらくその前の年ぐらいまでは90%ぐらい確実にいったんだらうと思います。羽須美支所は67.8%、石見支所は83.9%。ええ、非常にまあ、下がっている。これも急激に下がっているという感じ、で、これをまあ、あのう、いろんな会議でJA等にも話を聞くんですが、あのう、おっしゃってたような土づくりということが少しおろそかになっているということはまあ、認めていらっしゃるわけです。で、我々は、当然我々の責任もあるわけですね。で、やっぱり土づくりということになると、ほんとに完熟した堆肥をほんとにあのう、使っていただくような高品質の堆肥づくりというのがやっぱり求められるわけでありまして、そこがどうなっているのかなということだと、おそらくおろそかな形になってるんじゃないかなとまあ、思ってます。で、今現実にその堆肥センター等はしてい、JAに指定管理をして、お願いをしておりますけども、ええ、少しそういった意味で行政の関与が薄れてると思いますし、我々はそういう意味で科学的なアプローチも含めてですね、行政の関与をもっと深めてですね、ええ、JAと真剣にこれは向き合っていかなきゃならない問題だらうと思いますし、農家の方々に喜ばれる堆肥づくりをしないと、いくら補助しようとしてもですね、使っていただけないんじゃないかなという、こういう思いがあるわけです。ええ、まあ、それと同時にやっぱりあのう、なかなかA級グルメのことが理解できないというのは、いわゆるそのう、農業の、いわゆる向上ということがありますから、そういったところの将来ビジョンというものがまだ描き切っていないという部分はあるかもしれません。したがって議員のおっしゃっているようなエコファーマーの方々今237名いらっしゃいます。集落営農組織59組織、認定農業者51名、あるいは農業参入企業5名、ああ、5企業等々ですね、我々の思いと一緒に、思いを一緒にする方々ですね、いい物をつくっていきましょうという方々に対してのやっぱり理解をもっともっと我々はしなきゃいけないし、JAさん、森林組合に対しても我々はお願いをしていかなきゃなりませんし、農業委員会の会長さんも答弁に出られましたけども、農業委員会に対してもこのA級グルメ構想について農業振興ということで、いかにやるべきかということ、いろんな形で意見をもとめていかなきゃならんというふうに思ってます。ええ、7月22日には予定をしておりますけども、農業委員会で、ええ、商工観光課と農林振興課がこのA級グルメの、についてのいわゆる農業振興と

の関連で、勉強会を開かさせていただこうということにもなっておるわけであります。ええ、まあ、それから食の学校というの、いうものも、立ち上がりました。まあ、ここでやはり人づくりあるいは六次産業化、特産開発、こういったものも含めてですね、勉強していく、まあ、そういう意味では土台づくりができてはおります。で、これをもっと農業ということ、ことでは異論はないわけでありまして、そうなりますと今のこのA級グルメ構想、今は一生懸命外に向かって打ってますから、商工観光課が事務局、特にかん、あのう、町の観光協会がやっとりましますけども、もうやっぱりこれは少し考えていかなきゃならないというふうに、今いろいろ言った思いであれば、もっと違った課、例えば農林振興課あたりがですね、A級グルメの構想についての事務局として、まあ、やっていくのがいいのかなあとは個人的には思っておりますけど、まあ、そこはまた庁内でいろいろ議論をしながら、一層強力な推進体制というものを作り上げて、A級の町にしていきたいなあというふうに思ってます。

●**亀山議員(亀山和巳)** 議長。

●**議長(山中康樹)** 亀山議員。

●**亀山議員(亀山和巳)** はい、ええ、積極的な答弁をいただきました。まあ、これからは農林振興課の施策の中にもA級グルメという言葉が出てくるような施策をお願いしたいと思います。そいでちょっとわしゃ思うのに、A級という言葉、A級という言葉に町民みんながちょっと戸惑うとるんかもしれません。これは田舎の人間性いいですか、私を含めちょっと控えめな人は外に対して、あんまりAだ、Aだいうのを言いたがらん、どっちか言うちょっと控えめなんで、Aいうことにちょっとあのう、戸惑いがあるんじゃないか思います。例えばB級でもC級でもなんでもえかったんじゃないか思うんですが、ええとね、四国の大洲市はありゃO級グルメだいうんだそうです。おおずのOをとって。で、京都の山科はY級グルメです。やましなのYをとって。そいだけ、AでもBでもCでも要はそれを、そういう言葉を頭に掲げてまちづくり、地域づくりをしようという運動じゃあないか思うんです。東北の方ではB級グルメをとる町でもこれは堆肥工場をつくって、堆肥をどんどん入れていこうという運動をやっとりましますB級グルメの町もあります。それと、ええ、この邑南町にも関わっていただいとります、これはどこだったかな、新潟ですか、岩佐さん、これがもともとやっとりまされる新潟の、あのう、魚沼の方の雪国A級グルメいうんですか、ここもやはり農業をしっかりサポートしようという動きがあるように思います。ですからさっき町長の答弁にありましたように、今後のこれからの農業施策に期待をして次の、あ、はいじゃお願いします。

●**石橋町長(石橋良治)** はい議長、番外。

●**議長(山中康樹)** 石橋町長。

●**石橋町長(石橋良治)** あのう、確かに町民性のことをおっしゃいました。私も若干そういう気持ちもするんですが、やっぱり今からはやっぱりあのう、誇りを持っていかんでですね、ええ、自分たちの作ってる物に誇りをもって、堂々と売っていくことがT P P問題もいろいろあるわけでありましますけども、そのことが大事なんで少しそういう意味で積極性のある町民性といいますかね、そういう意味でやっぱりA級ということになればやっぱりそこに誇りを求めていくということで私は一番いいのかなあと、逆にYとかOとかじゃあ何やってるんのかわからないっていうふうにまあ、思っておりますけど、ぜひこれはご理解いた

だきたいなと。

●**亀山議員(亀山和巳)** 議長。

●**議長(山中康樹)** 亀山議員。

●**亀山議員(亀山和巳)** はい、ええ、そこでそういう答弁でございましたが、私もう一言言わせてもらいますと、ええとですね、農業施策をやるときに、やはりさっき言うた、この邑南町の条件、課題に応じた農業の進め方をしっかりもっとかんと、きのうおとといの、あの、一般質問でもありました、国の補助金をとるにゃあ、どの組み合わせが一番ええだろうかという質問がありました。要は補助金の金額で作物を、この邑南町の作物をなにゅう作ろうかじゃあなしに、邑南町はこれをするんだと、それに対して国の援助は何があるかを選んでやるべきじゃあないかしと。国も、ああ、国もいろんな施策を全国あっちこっちで、あのう、対応できるような種類を豊富な施策をもっとります。そん中で邑南町に合うものを引っ張ってきて、それを利用することが今後持続可能なA級グルメの町として邑南町が、の未来があるんじゃないかと思っておりますので、よろしくお願ひします。ええ、それ時間もせまっておりますので、もう一つの通告しております問題に移らしていただきます。ええと、下水道のあるいは生活排水の使用料の条例のことでございます。ええ、通告には、ええと、下水道条例、生活排水条例と書いておりましたが、これはそれぞれの使用料の条例です。うう、この使用料を徴収において、使用者等の徴収対象者にこの2者で差違がみられます。町民の立場では公共下水も農業集落排水も同じような条件ではないかと思うわけですが、生活排水処理施設の使用条例の第4条の2項に使用者から使用料を徴収することができない場合は、加入者からその使用料を徴収することができるとあります。これはここで、の、加入者なり使用者というのは、ええ、加入者はその大家さん、その施設をした大家さんであり、使用者はあのう、賃貸で入居されとる方のことだと思ひます。いうことはここでは、ああ、使用者が使用料を払わなかった場合は、大家さん払うてくださいと請求できるようにここでは明文化されております。これは、ええ、先にあのう、この使用料の徴収のことで、問題がありました。ええ、賃貸住宅の空き部屋の使用料の徴収問題で、大家さんに請求したが、これは請求すべきではなかったということで解決した経緯があります。一方生活処理の施設使用料の条例にのみ、こういったことがうたってあるのはこれはおかしいんじゃないでしょうか。このことについてはその時町民の方から、私も指摘を受けたんで担当課の方にも相談をしていましたが、これはすぐにはできんいうことで、あのう、今日まで延びておりますが、この度の消費税を誤って徴収していたことに対するこの早急な対応の、に、対して、今のことがなぜ放置されていたのか。条例改正できない理由があるのかどうか、町民にとっては公共下水も、農業集落排水も違ひはないはずで、使用料の徴収対象者の差違等を見直すべきではないかと考えます。お答え下さい。

●**朝田水道課長(朝田誠司)** 議長、番外。

●**議長(山中康樹)** 朝田水道課長

●**朝田水道課長(朝田誠司)** ええ、下水道条例と生活排水処理施設条例で使用者等に差違が見れるということでございますけれども、まずあのう、使用料の徴収に関しましては邑南町下水道使用条例に町長は、使用者から使用料を徴収するとあり、一方、邑南町生活排水処理施設使用料条例では、町長は、施設を使用するため分担金を支払った者、以下加入者という。又は加入者から住宅等を借り受け施設を使用する者、以下使用者という。から使

用料を徴収する。となっておりまして、この違いについてのご質問と承知します。まず、下水道使用料についてですけれども、公共下水道の根拠法律としまして、下水道法がございます。この下水道法第20条に使用料の定めがございます、公共下水道管理者は、条例で定めるところにより、公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができとなっております。また、国の通知で標準下水道条例が示されておりまして、その中で市町村は、公共下水道の使用について、使用者から使用料を徴収するとあり、本町の下水道使用料条例はこの法律に基づいたものであります。一方、農業集落排水事業等、生活排水処理施設ですが、その根拠法律は、浄化槽法となります。しかしながら、浄化槽法には使用料を定める規定がありませんため、生活排水処理施設の使用料につきましては、地方自治法第225条の規定に基づき、邑南町生活排水処理施設使用料条例に定めているものでございます。ま、このように、公共下水道の使用料徴収条例は、下水道法及び国の通知に基づき規定しておりますけれども、生活排水処理施設の使用料徴収条例については、地方自治法の規定に基づき自治体独自で規定をしているものでございます。ええ、公共下水道が、使用者から使用料を徴収するとあるのに対し、生活排水処理使用料条例では、加入者と使用者を区分しております。加入者とは、加入分担金を支払って施設を使用する者、いわゆる建物等の所有者として施設を使用している者でございます、使用者とは、加入者から住宅等を借り受け施設を使用する者、いわゆる入居者として施設を使用している者でございますが、どちらもいずれかの立場で下水道施設を使用している者でございます。なぜこのような区分をしているかということですが、議員ご指摘のとおり、条例第4条第2項に使用者から使用料を徴収できない場合は、加入者からその使用料を徴収することができる」と規定しているため、条文上、区分しているものでございます。しかしながら議員ご指摘のとおり、事業種別により適用法律が違ふとはいえ、町民の方々にとっての受益、負担に違いはございません。本来、使用料は施設の使用の対価でございます、使用料を付加徴収する対象者は実際に下水道施設を使用している者でございます。議員ご質問の公共下水道と生活排水処理施設の使用料徴収対象の条例上の条文の差異でございますけれども、この条文統一性については確かに検討を加えてみる必要性があるかと考えております。

●**亀山議員(亀山和巳)** 議長。

●**議長(山中康樹)** 亀山議員。

●**亀山議員(亀山和巳)** はい、ええ、長い答弁でありましたが、検討を加えるということで今後あのう、早い時期にそれが解決するように期待しております。ほいでもう1点、ええ、時間も押し詰まりましたが、これは公共下水道なり、農業集落排水事業、今、町が進めております定住対策ですよね。UIターン、あるいはあのう、こっちらへの住んどられる方にしても、とにかく定住がまず第一であります。それを進めるためにはそのう、住宅が必要になってきます。その住宅を探すときにやはりその住宅に対するインフラが整つとるかどうかが、それが大きな問題です。この度提案されましたUIターン住宅へ町の遊休地、普通財産を提供しようじゃないかという、あのう、案が出ましたが、これはこれまでそこが宅地として使われて、そこには水道も下水もいっというところで、業者の方、あるいはあのう、個人さんにしてもそこへ家を建ってみようかという気になられる、だいたい、切っ掛けになるように思います。これまでも聞いておりますのに、新規にそれをあのう、水道はまあまあにしても下水道ですよね、それを引っ張ろう思うとかなりの負担があります。

条例では新規に引っ張る場合はその工事は全部その加入者の負担であるとうたっております。それがかなりな高額な負担になること、それとこちらで特に空き家をそのUIターンの方が使いたいときに、下水道が整備してないいうんで、それにかかる工事費等がたいへんかかるということで、あのう、話がととなわなかったという例もあるそうであります。ちょっとさかのぼってみますと、瑞穂町で農業集落排水、ああ、ちょっとこれ時間がないな、ええ、の、工事があったときに始めは加入分担金と引き込みの工事の分担金とがあったわけです。それは引き込みの分担金をはっきりせんいうことでそれ一緒にして、あのう、加入分担金25万にしようじゃあないかということで事業進んだ例があります。いうことは加入分担金の中にその引き込み工事の地元負担分も含まれとると理解できるんですが、そうすと新規の場合にその施設の工事費を全く全部加入者がみなさいということになると、そこで二重になる部分がありやせんかなと思うんです。それとその当時新規の場合は、あのう、引き込みを全てあのう、加入者がやるべきだということだったんですが、それはその事業を進行する性格上、加入者をひとりでも増やしてもらうために、後からやりやあ金がかかるけ、今加入しときんさいいう、そのあのう、奨励措置でもあったように思います。しかし今、それからかなり年数が経って、今は先ほども言いましたように定住者、この人口増がこの邑南町にとって喫緊の課題にあるなら、古い話はいつペン元に置いて、いかにしたら、今この地にUIターンをあのう、募ることができるか、そういったことで、今のそのう条例の改正を検討いただきたい。例えば保育料は今第なん子からかただになりまさあね。ほいで、昔保育料はろうた人がそれがただだけえいうて不足はいやあしません。ほいで、今のUIターンを進めるのが第一に考えるならそういった宅地のインフラ整備に対する、もっとあのう、便宜を図るべきではないかと思いますが、これは課でたん、検討してもらうもですが、町のトップとしてこういった考えを検討してもらう余地はないでしょうか。時間ありませんので。

●石橋町長(石橋良治) はい議長、番外。

●議長(山中康樹) 石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) ええ、まあ、定住対策にはですね、確かにそういう側面もあって大事なことだろうというふうに思いますけども、あのう、まあ、よく我々が思うのは個人資産の価値がこう上がるということについてはまたそれなりの異論もあるだろうというふうに思ってます。まあ、そうは言っても、まあ、せっかくのご提案ですから、あのう、やはり人がひとり増えればいろんなものが増えるわけですから、まあ、そのへんの兼ね合いも含めてですね、検討はさしていただきたいなとまあ、いうふうにまあ、思ってます。

●亀山議員(亀山和巳) 議長。

●議長(山中康樹) 亀山議員。

●亀山議員(亀山和巳) はい、ええ、時間もまいりました。ええ、検討をしていただくということですが、今の施設と、私が言いましたのは軒下までの本管からの工事で負担をしまさあね、加入者が、全額を負担してもそのものは町へ差し上げる言いますか、町のものでさあね。今後はそれができた場合、あとは町が管理されるんです。個人の資産ではないです。例えばええと、あのう、僻地へ町の、あのう、バスを出してくださいというときに、それじゃあバスをこうて持って来んさいと、そうしたらいごかしてあげましようというのと同じような理屈じゃあないか思いますんで、まあ、ちょっとそこところを町の施設であ

るのに、全額を負担するという考え方、あのう、一部の受益者負担ではなしに全部を負担せにゃならんのかどうかいうところも十分その検討の中へ加えていただきたいと思います。時間になりました。はい、これで私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

- 議長(山中康樹) 以上で亀山議員の一般質問は終了いたしました。ここで休憩に入らせていただきます。再開は午後2時30分とさせていただきます。

—— 午後 2時15分 休憩 ——

—— 午後 2時30分 再開 ——

~~~~~○~~~~~

日程第3 議案の討論・採決

- 議長(山中康樹) 再開をいたします。日程第3、議案の討論、採決。これより、議案の討論、採決に入ります。始めに、議案第63号に対する討論に入ります。反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(山中康樹) 無いようですので討論を終わり、あ、賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第63号を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議長(山中康樹) はい、全員賛成、したがって、議案第63号、専決処分の承認を求めることにつきましては、承認をすることに決定をいたしました。続きまして、議案第64号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第64号を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議長(山中康樹) はい、全員賛成、したがって、議案第64号、専決処分の承認を求めることにつきましては、承認することに決定をいたしました。続きまして、議案第65号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第65号を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議長(山中康樹) はい、全員賛成、したがって、議案第65号、専決処分の承認を求めるこ

とにつきましては、承認することに決定をいたしました。続きまして、議案第66号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

●議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

●議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第66号を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

●議長(山中康樹) はい、全員賛成、したがって、議案第66号、専決処分の承認を求めることにつきましては、承認をすることに決定をいたしました。続きまして、議案第67号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

●議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

●議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第67号を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

●議長(山中康樹) はい、全員賛成、したがって、議案第67号、専決処分の承認を求めることにつきましては、承認することに決定をいたしました。続きまして、議案第68号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

●議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

●議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第68号を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

●議長(山中康樹) はい、全員賛成、したがって、議案第68号、専決処分の承認を求めることにつきましては、承認することに決定をいたしました。続きまして、議案第69号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

●議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

●議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第69号を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

●議長(山中康樹) はい、全員賛成、したがって、議案第69号、専決処分の承認を求めるこ

とにつきましては、承認することに決定をいたしました。続きまして、議案第70号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

●議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

●議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第70号を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

●議長(山中康樹) はい、全員賛成、したがって、議案第70号、専決処分の承認を求めることにつきましては、承認することに決定をいたしました。続きまして、議案第71号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

●議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

●議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第71号に賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

●議長(山中康樹) はい、全員賛成、したがって、議案第71号、邑南町行財政いかく、邑南町行財政改善審議会条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第72号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

●議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

●議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第72号に賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

●議長(山中康樹) はい、全員賛成、したがって、議案第72号、邑南町振興計画審議会条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第73号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

●議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

●議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第73号に賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

●議長(山中康樹) はい、全員賛成、したがって、議案第73号、邑南町防災会議条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第74号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第74号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(山中康樹) はい、全員賛成、したがって、議案第74号、邑南町社会教育委員条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第75号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第75号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(山中康樹) はい、全員賛成、したがって、議案第75号、邑南町公民館条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第76号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第76号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(山中康樹) はい、全員賛成、したがって、議案第76号、邑南町立図書館条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第77号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第77

号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議長(山中康樹)** はい、全員賛成、したがって、議案第77号、邑南町文化財保護条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第78号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(山中康樹)** 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(山中康樹)** 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第78号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議長(山中康樹)** はい、全員賛成、したがって、議案第78号、邑南町てすうりょう、手数料徴収条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第79号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(山中康樹)** 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(山中康樹)** 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第79号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議長(山中康樹)** はい、全員賛成、したがって、議案第79号、邑南町水道給水条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第80号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(山中康樹)** 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(山中康樹)** 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第80号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議長(山中康樹)** はい、全員賛成、したがって、議案第80号、邑南町道の駅瑞穂関連施設基金条例の制定につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第81号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(山中康樹)** 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第81号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議長(山中康樹) はい、全員賛成、したがって、議案第81号、平成26年度邑南町一般会計補正予算第1号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第82号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第82号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議長(山中康樹) はい、全員賛成、したがって、議案第82号、平成26年度邑南町国民健康保険事業特別かいけい、特別会計補正予算第1号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第83号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第83号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議長(山中康樹) はい、全員賛成、したがって、議案第83号、平成26年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第1号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第84号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第84号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議長(山中康樹) はい、全員賛成、したがって、議案第84号、平成26年度邑南町簡易水道事業特別会計補正予算第1号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第85号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第85号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(山中康樹) はい、全員賛成、したがって、議案第85号、平成26年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第1号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第86号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第86号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(山中康樹) はい、全員賛成、したがって、議案第86号、平成26年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第1号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第4 議案の上程、説明、質疑、討論、採決

●議長(山中康樹) 日程第4、議案の上程、説明、質疑、討論、採決に入ります。本日、町長から、議案第87号、平成26年度一般会計補正予算第2号が提出をされましたので、これを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

●石橋町長(石橋良治) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 石橋町長

●石橋町長(石橋良治) 議案第87号の提案理由をご説明もうしあげます。議案第87号平成26年度邑南町一般会計補正予算第2号は矢上小学校多目的集会施設の設備の変更に伴い歳入歳出それぞれ1499万5千円増額するものでございます。詳細につきましては企画財政課長から説明させますのでよろしくお願いいたします。

●日高企画財政課長(日高輝和) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 日高企画財政課長。

●日高企画財政課長(日高輝和) 議案第87号、平成26年度邑南町一般会計補正予算第2号についてご説明もうしあげます。予算書の1ページをお開きください。第1条の歳入歳出予算の補正額でございますが、歳入歳出それぞれ1千499万5千円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を139億9千291万8千円とするものでございます。歳入歳出予算補正の区分及び金額につきましては、2ページから3ページの第1表、歳入歳出予算補正に記載しております。詳細につきましては予算に関する説明書の事項別明細書で説明させていただきます。ページをめくっていただきまして、予算に関する説明書でございますが、表紙を

めくっていただきますと、事項別明細書となっております。1 ページから 3 ページは総括表となっておりますので、ご確認ください。説明の方は 4 ページからさせていただきます。めくっていただきまして、4 ページをお開きください。今回の補正予算でございますが、矢上小学校多目的集会施設の建設に伴い建築基準法に基づく防火設備の追加及び校舎に隣接する立木の伐採等が新たに必要となったため、工事費を増額補正するものでございます。はじめに歳入でございます。財源といたしまして、18 款繰入金でございます。財政調整基金繰入金を 1 千 4 9 9 万 5 千円計上しております。6 ページをお開きください。歳出でございます。10 款教育費、2 項小学校費、3 学校建設費でございますが、矢上小学校多目的集会施設建設事業費として、工事請負費に 1 千 4 9 9 万 5 千円を計上しております。けんせつ基準法に基づく防火施設の追加及び校舎に隣接する立木の伐採費用でございます。以上地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしく願いいたします。

- 議長(山中康樹)** これより、議案第 87 号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましては、歳入、歳出全般にわたって行います。質疑の際は、あらかじめ、ページ数を示して、これを行っていただきますようお願いをいたします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(山中康樹)** 無いようですので、議案第 87 号の質疑を終わります。これより、議案の討論、採決に入ります。議案第 87 号に対する討論に入ります。反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(山中康樹)** 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(山中康樹)** 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第 87 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議長(山中康樹)** はい、全員賛成、したがって、議案第 87 号、平成 26 年度邑南町一般会計補正予算第 2 号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第 5 議員提出議案の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長(山中康樹)** 日程第 5、議員提出議案の上程、説明、質疑、討論、採決に入ります。本日、清水議員外 6 名の議員から、発議第 4 号、邑南町議会委員会条例の一部改正についてが提出をされましたので、これを議題といたします。提出者の説明を求めます。11 番、清水議員。

(議員登壇)

- 清水議員(清水優文)** 発議第 4 号を提案させていただきます。平成 26 年 6 月 26 日、邑南町議会議長 山中康樹様。提出者、邑南町議会議員清水優文。賛成者、邑南町議会議員 三

上徹。同、辰田直久。同、石橋純二。同、亀山和巳。同、中村昌史。同、大屋光宏。邑南町議会委員会条例の一部改正について。上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出いたします。提案理由をご説明いたします。新旧対照表をご覧ください。現行の邑南町議会委員会条例の第28条では、委員会の報告書について規定しておりますが、このたびの改正は、この条を全国町村議会議長会作成の標準町村議会委員会条例に準じて、記録についての規定に改めようとするものでございます。改正理由でございますが、現行の議会関係の邑南町例規には、ぎいんの作成する委員会の記録についての定めがないため、これを規定しようとするものでございます。なお、報告書については、邑南町議会基本条例及び邑南町議会会議規則に規定があり、このたびの改正で報告書自体をなくすものではありませんので念のため申し添えます。本文の方に帰っていただきまして、附則で、この条例の一部改正の施行日は公布の日からとしております。以上でございます。よろしくお願いいたします。ちょっと訂正します。職員のを議員に直してください。議員の作成する委員会。職員の作成するということでございますのでよろしくお願いいたします。

- 議長(山中康樹) 以上で、提出者の説明は、終了いたしました。本件に対する質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

- 議長(山中康樹) 無いようですので、質疑を終わります。

(議員降壇)

- 議長(山中康樹) これより討論に入ります。始めに、反対討論はありますか。

(「なし」の声あり)

- 議長(山中康樹) 賛成討論はありますか。

(「なし」の声あり)

- 議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。発議第4号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議長(山中康樹) はい、全員賛成、したがって、発議第4号、邑南町議会委員会条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

## 日程第6 閉会中の継続審査・調査の付託

- 議長(山中康樹) 日程第6、閉会中の継続審査、調査の付託についてを議題といたします。各委員長よりお手元に配付をしておりますとおり、閉会中の継続審査、調査の申し出がありました。お諮りをいたします。各委員長の申し出のとおり、これを閉会中の継続審査、調査に付することに、ご異議はありますか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(山中康樹) 異議なしと認めます。したがって、各委員長の申し出のとおり、これを閉会中の継続審査、調査に付することに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第7 議員派遣について

- 議長(山中康樹) 日程第7、議員派遣についてを、議題といたします。お諮りをいたします。
 邑南町議会会議規則第126条の規定により、お手元に配布のとおり、議員を派遣いたしたいと存じます。これに、ご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(山中康樹) 異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、お手元に配布のとおり、議員を派遣することに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

## 閉会宣告

- 議長(山中康樹) 以上で、本定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。  
 お諮りをいたします。本定例会に付議されました案件は全て議了いたしましたので、本日をもって閉会といたしたいと思います。これにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(山中康樹) 異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日をもって閉会することに決定をいたしました。以上をもちまして、本日の会議を閉じます。これをもちまして、平成26年第3回邑南町議会定例会を閉会といたします。大変ご苦労さまでございました。

—— 午後2時55分 閉会 ——